

平成29年10月4日（水曜日）

第 2 号

平成29年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第2号

平成29年10月4日（水曜日）

出席委員

委員長

松浦宗信君

副委員長

広田まゆみ君

内田尊之君

大越農子君

加藤貴弘君

道見泰憲君

菅原和忠君

畠山みのり君

新沼透君

赤根広介君

田中英樹君

安藤邦夫君

山崎泉君

沖田清志君

松山丈史君

梶谷大志君

中野秀敏君

花崎勝君

三好雅君

村木中君

富原亮君

長尾信秀君

藤沢澄雄君

真下紀子君

佐々木 恵美子 君

岩本 剛人 君

竹内 英順 君

出席説明員

知 事 高橋 はるみ 君

副 知 事 山谷 吉宏 君

同 辻 泰弘 君

同 窪田 毅 君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 中野 祐介 君

総務部職員監 梅田 禎氏 君

総務部危機管理監 橋本 彰人 君

人事局長 松浦 英則 君

財政局長 森 隆司 君

北方領土対策局長 由川 孝典 君

財政課長 猪鼻 信雄 君

総合政策部長 佐藤 嘉大 君

総合政策部
交通企画監 黒田 敏之 君

総合政策部
空港戦略推進監 藪 紀洋 君

空港運営戦略推進
室長 高野 瑞洋 君

政策局長 長橋 聡 君

交通政策局長 大内 隆寛 君

物流港湾室長 柏木 文彦 君

環境生活部長 小玉 俊宏 君

保健福祉部長 佐藤 敏 君
 保健福祉部
 少子高齢化対策監 佐藤 和彦 君
 地域医療推進局長 栗井 是臣 君
 福祉局長 京谷 栄一 君
 保険衛生担当局長 阪 正寛 君

経済部長 阿部 啓二 君
 経済部観光振興監 木本 晃 君
 経済部食産業振興監 田辺 利信 君
 観光局長 多田 聡史 君
 地域経済局長 尾形 和則 君
 産業振興局長 野村 聡 君
 労働政策局長 堀 泰雄 君
 国際観光担当局長 近藤 裕司 君

農政部長 小野塚 修一 君
 農政部
 食の安全推進監 森田 良二 君

水産林務部長 幡宮 輝雄 君
 水産局長 山口 修司 君

建設部長 渡邊 直樹 君
 建設部建築企画監 須田 敏則 君
 施設保全防災
 担当局長 山田 宏治 君

会計管理者
 兼出納局長 辺見 広幸 君

企業局長 山岡 庸邦 君

道立病院部長 田中 宏之 君

教育庁
 兼教育部長 佐藤 寛 君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局長 清水 敬二 君

人事委員会
 事務局長 岡田 恭一 君

警察本部
 警総務部長 池田 康則 君

労働委員会
 事務局長 中川 淳二 君

監査委員事務局長 河治 勝彦 君

収用委員会
 事務局長 鳴海 正一 君

議会事務局職員出席者

議事課参事 木村 敏康 君
 議事課主幹 水島 敦 君
 同 西本 司 君
 議事課主査 有馬 一幸 君
 同 羽生 孝之 君
 同 伊勢村 亮 君
 同 伊東 大祐 君
 同 田中 要 君
 同 阿部 厚次 君
 同 井溪 雅晴 君
 同 浅水 舞 君
 同 寅尾 昌史 君
 同 田中 啓之 君
 同 渋谷 崇 君
 同 加藤 隆行 君
 同 神澤 信宏 君

午前10時1分開議

○松浦宗信委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[有馬主査朗読]

1. 分科正・副委員長について、

第1分科委員長に	加藤貴弘	委員
同 副委員長に	菅原和忠	委員
第2分科委員長に	松山丈史	委員
同 副委員長に	内田尊之	委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 議長から、委員の異動について、笠井龍司議員の委員辞任を許可し、竹内英順議員を委員に補充選任した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

大越農子	委員
新沼透	委員

であります。

○松浦宗信委員長 それでは、議案第1号ないし第5号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○松浦宗信委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長加藤貴弘君。

○加藤貴弘第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月29日から、第1分科会各部所管にかかわる平成29年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、10月3日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 医療的ケアを要する在宅の重症心身障がい児への支援について

1. 民泊について

1. 医療的ケア児への支援について

【予算特別委員会 10月4日 第2号】

1. JR北海道の路線見直しについて
1. 公共交通ネットワークのビジョンについて
1. 重点政策について
1. 民泊条例について
1. 民泊について
1. 北海道の交通ネットワークについて
1. 交通政策について
1. 日本海地域の振興について
1. 空港運営の一括民間委託について
1. 地方交通について
1. 北方領土隣接地域の振興等について
1. 北朝鮮によるミサイル発射への対応について
1. ミサイル発射等の危機管理の対応について
1. 北方領土等への対応について
1. 危機対策について
1. テレワークについて
1. 災害対策について
1. 女性職員の登用促進と道職員の働き方について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○松浦宗信委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長松山丈史君。

○松山丈史第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月27日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、9月29日から、第2分科会各部所管にかかわる平成29年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、10月3日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 台風被害からの復旧について
1. 公共土木施設の維持管理について
1. 災害対策について
1. 台風被害について
1. 台風被害について
1. 台風被害への対応について
1. 産業の競争力強化などについて
1. I Rについて
1. 北海道観光振興機構について
1. 働き方改革について
1. 人手不足対策について
1. 経済の状況について
1. 働き方改革について
1. 働き方改革について
1. 観光振興について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

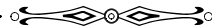
（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○松浦宗信委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩



午後1時11分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、中野委員の台風被害からの復旧について及び台風被害についてを、内田委員の台風被害についてに組み入れ、三好委員の公共交通ネットワークのビジョンについてを、同じく三好委員のJR北海道の路線見直しについてに組み入れること、中野委員、道見委員、内田委員、三好委員、花崎委員、大越委員、村木委員の総括質疑保留事項は、富原委員が一括して質疑を行うこと、梶谷委員の民泊については、同じく梶谷委員の民泊についてに組み入れること、畠山委員の総括質疑保留事項は、梶谷委員が一括して質疑を行うこと、なお、梶谷委員のミサイル

発射等の危機管理の対応について、菅原委員の重点政策について、畠山委員の北海道観光振興機構について及び経済の状況については取り下げる事、赤根委員のテレワークについては、新沼委員の働き方改革についてに組み入れる事、赤根委員、新沼委員の総括質疑保留事項は、山崎委員が一括して質疑を行う事、なお、新沼委員の台風被害への対応については取り下げる事とする旨、それぞれ申し出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○松浦宗信委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

富原亮君。

○富原亮委員 委員長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、中野委員、三好委員、花崎委員、村木委員、内田委員、道見委員、大越委員の総括質疑保留事項をあわせて、順次伺ってまいります。

初めに、北朝鮮によるミサイル発射等への対応についてであります。

北朝鮮が8月と9月において2度にわたって発射を強行したミサイルは、いずれも、本道の上空を通過し、襟裳岬沖の太平洋に落下したとされており、北海道民の安全、安心を直接脅かす深刻な脅威となっております。これらに関しては、国による毅然とした対応が求められるわけでございます。

また、ミサイル発射の際に作動したJアラートは、2回とも、北海道はもとより、東北各県など12道県にわたる広範囲に発せられ、ミサイルの落下想定水域が、本道に近接する水域のほか、男鹿半島や佐渡島から数百キロメートルの水域となっているなど、北朝鮮のミサイルは、北海道、東北地域に共通する脅威となっております。

しかも、北朝鮮は、国際的な非難の声や自制を求める国連決議などを無視して、今後も、北海道、東北方面へのミサイルの発射を繰り返す可能性が高いと指摘する専門家も少なくありません。

道としては、これまでも、国に対して、国民保護に万全を期すよう要請を行ってきたところですが、より一層強力で実効性の高い対策を国に求めていくためには、知事の積極的なリーダーシップのもと、同じ脅威にさらされている東北地方とも連携した働きかけを行うことが重要になってくるといふふうに考えます。

知事は、今後、北朝鮮のミサイル発射の問題にどのように取り組むお考えなのか、お伺いをいたします。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 北朝鮮によるミサイル発射への対応に関し、東北地方などとの連携についてであります。北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、これまでも申し上げてまいりましたとおり、断じて容認できるものではありません。

そういった思いの中で、この間、防衛大臣に対し、私から直接、毅然とした外交交渉の推進などを要望させていただきましたほか、全国知事会と連携し、北朝鮮に抗議文を送付するとともに、ミサイルの飛行方向となった北海道・北東北知事サミットにおいても、ミサイル発射に抗議する決議を採択するなどの取り組みを行ってまいったところであります。

私といたしましては、今後、同じ状況にある東北地方の各県と、北海道・東北地方知事会議の場を通して、連携を一層深めながら、事態の推移に的確に対応し、国に対して要請や働きかけを行うなど、道民の皆様方の安全、安心の確保に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 次に、台風被害についてであります。先月18日に本道に上陸いたしました台風18号による大雨のため、道内各地で河川の浸水被害などが発生しており、人命にかかわる被害はなかったものの、家屋の損壊や床上・床下浸水のほか、農業の経営に不可欠な農地などに被害が出ております。

特に、昨年の台風被害からの復旧途上でありました河川や道路、農地などで今年も再度被災したことは、早急な災害復旧の必要性を強く印象づけるものでした。

こうした災害を来年も繰り返すことがないように、一日も早い復旧とともに、災害に対する備えのより一層の強化が求められるわけでございます。

道は、今後、2年連続の台風被害を踏まえて、どのように対応していくお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 台風被害への対応についてであります。昨年の夏の大雨災害から1年が経過する中、先月18日には、台風18号により、一部の公共土木施設などで再度被害が発生したところであり、被災箇所の早期復旧を図るとともに、このようなことが再び起こることのないよう、より一層の防災・減災対策の強化が重要と考えるものであります。

このため、必要な資機材の確保や入札参加要件の緩和のほか、営農再開に向けた被災農地の復旧工事の実施など、早期復旧に向けて取り組んでいるところであります。

また、今後の災害に備え、洪水被害を軽減するために設置された減災対策協議会におきまして、今年度末をめどに、地域の取り組み方針を取りまとめますほか、新たな水位周知河川の指定を進めるとともに、水位計の設置や河川内の流木の除去といった維持管理の充実強化など、必要な取り組みを進めているところであります。

道といたしましては、国、地域との連携を強化しながら、一日も早い施設や農地の復旧に努めるとともに、必要な予算の確保を図り、ハード、ソフトの両面からの計画的かつ一体的な対策の推進によりまして、災害に強い北海道づくりに全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 特に、水産業については、道南や道東地域を中心に被害が広がっておりまして、根室管内の一部の漁場では、定置網の大部分が流失し、盛漁期を迎えているアキサケ漁の再開を断念する事態も生じております。

また、噴火湾地域では、渡島管内を中心に、ホタテ養殖施設が2年続けて大きな被害を受けておりまして、生産回復に向けたこれまでの取り組みへの大きなダメージとなっております。

今後、調査が進むにつれて被害の拡大が予想されるわけではありますが、被災施設の早期復旧はもとより、漁業者などがこれからも安心して経営に取り組めるよう、道としても積極的に支援をしていく必要があると考えますが、今後、道はどのように対応していくお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 水産被害への対応についてであります。このたびの台風18号によりまして、盛漁期を迎えているアキサケの定置網やホタテ養殖施設が破損するなど、大きな被害が発生しているところであり、今後の操業や漁業経営への深刻な影響が懸念されているところでもあります。

このため、道といたしましては、市町村や関係団体と連携しながら、詳細な被害状況、漁業者個々の経営状況を早急に把握し、施設の早期復旧や経営安定に必要な低利の災害関連資金などを確保するとともに、このたび制度が拡充されました漁業共済への加入促進、さらには、現在、しけの影響を受けにくい養殖技術の開発に着手しているところであり、今後、その普及に努めるなど、漁業者の方々の不安を払拭し、安定した経営が継続できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 今、知事の答弁で、養殖技術の開発に着手されておるとのことでした。

特に、私の地元の噴火湾地域は、ホタテの生産地でありますけれども、台風とか低気圧の襲来の都度、不安を抱いてきたわけでありまして、道のいろいろなアドバイスのもとで、今の取り組みが進められていますので、期待をさせていただいているところでございます。

次に、J R 北海道の路線見直しについてであります。

現在進められております、J R 北海道の路線見直しに関する協議を、路線ごとの問題と捉えるのではなく、道内の都市間を高速で移動できる基盤的な交通手段としての役割や、インバウンド観光の振興、さらには物流に果たす役割の大きさなどを踏まえて、全道的な観点などから議論することの必要性について、この委員会の各部審査においても指摘し、議論をしてまいりました。

道からは、J R 北海道の路線が、道民の暮らしや産業経済はもとより、農産物等の道外への輸送やインバウンドを背景に、国内外の多くの方々が利用する重要な交通基盤であるとの認識が示されたところでございます。こうした考え方は、従来、我が会派が示唆していた方向と一致するものであるというふうに受けとめております。

一方、我が会派の代表質問でも指摘させていただいたとおり、J R 北海道の路線見直し問題の本質は、J R 北海道の経営問題でありまして、本来であれば、自社の維持発展のためにあらゆる経営努力を尽くすべきは、J R 北海道でなければならないというふうにも考えております。

しかしながら、J R 北海道の社長は、路線見直しの協議に際し、地方に負担を求める一方で、これ以上、国に負担を求める考えはないと発言されております。

こうした、東京しか見ていないようなJ R 北海道の経営トップの発言こそが、多くの道民の皆

さんの不信感を増幅させ、地域との円滑なコミュニケーションの妨げになっているばかりではなくて、今後のJR北海道の経営姿勢や再建の道筋にも疑念を抱かせる要因となっているというふうに考えるところでございます。

知事は、JR北海道のこうした姿勢に対してどのような見解をお持ちなのか、また、膠着状態にあるJR北海道の路線見直し問題に、今後、どのように道筋をつけていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 JR北海道の事業範囲の見直しについてでございますが、JR北海道の経営再生に当たっては、何よりもまず、JR北海道みずからが、北海道に根差し、北海道とともに発展するとの経営理念にしっかりと立ち、グループ企業も含めた徹底した自助努力と経営改革に全力を尽くすことが求められていると考えるものであります。

このため、私といたしましては、ことしの2月に開催いたしました4者協議の場を改めて設け、市長会、町村会とともに、JR北海道に対して、徹底した自助努力と経営情報のさらなる開示を強く求めるとともに、国に対して、JR北海道を指導するよう求めてまいる考えであります。

また、本定例会終了後、私自身が、石北線沿線に入り、関係者の皆様方との意見交換の機会を設けるとともに、道民の皆様方の関心を高めるフォーラムを、国や市長会、町村会を初め、JR北海道、経済団体、医療・教育関係者など、幅広い分野の方々の御参加のもと、年内に開催することとしておりまして、こういったことを含めて、鉄道網を含めた公共交通ネットワークのあり方に関する議論がさらに進むよう、オール北海道で取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 現在、道では、路線見直しの対象となった沿線自治体との協議と並行して、本道のこれからの交通ビジョンを取りまとめようとしておりまして、この中で、JR北海道の路線見直しに対する道の考え方を、道民に納得いただけるような形で、わかりやすく示していく必要があるというふうに考えます。

そのためには、JR北海道が説明責任を十分に果たすよう強く求めることはもとより、市町村の全道的団体や、医療、教育、経済の関係団体など、幅広い関係者から意見を募り、英知を結集して、この問題の解決にオール北海道で取り組む必要があるというふうに考えるわけでございます。

その際には、JR北海道の路線見直し以外にも、道内7空港の運営の一括民間委託の動きや、道産品の輸出拡大、道民の暮らしを支える物流の振興など、さまざまな課題がある中で、人と物が円滑に行き交うネットワークの構築に向けて、めり張りのきいた実効性のある取り組みが求められます。

今後、JR北海道の鉄道網を含め、将来の総合的な交通ビジョンをどのように取りまとめしていくのか、国などを巻き込み、どのようにビジョンの実現を目指していくお考えなのか、見解を伺います。

○高橋知事 交通ネットワークに関する新たな指針の策定についてであります。人口減少や高齢化の進展、JR北海道の事業範囲の見直しなど、本道の交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、北海道新幹線の開業やインバウンドの急増、道内7空港の運営の一括民間委託といった好機を生かし、北海道の確かな発展につなげていくためには、2030年ころの北海道を見据え、時代の変化に的確に対応する総合的な交通ネットワークを戦略的に実現していくことが重要であります。

新たな指針の策定に当たっては、グローバル化を見据えたネットワークの充実強化や、人口減少に対応した持続可能な地域交通の確保、さらには、災害に強い交通・物流ネットワークの実現などに向けて、これまでの人流に加え、新たに、物流の視点から、一体的に政策を展開していく必要があると考えるものであり、引き続き、国を初め、市町村、交通事業者などに参画していただき検討を進め、道議会の御議論もいただきながら、年度内に成案を得てまいる考えであります。

以上であります。

○富原亮委員 次に、産業の競争力強化などについてであります。

本道の産業構造を自立型の構造へと転換させていくためには、道内企業のほとんどを占める中小企業が、AI、IoT、ビッグデータといった新しい技術の動向や、人手不足などを背景とした省力化ニーズに対応し、経営の革新や市場開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整えることが重要となります。

このようなことから、道は、中小企業への支援施策を後退させることなく、新たな経済環境に適応するために道内の中小企業が取り組む積極的な取り組みなどをしっかりサポートしていく必要があるというふうに考えます。

産業振興条例に基づく支援事業の原資となる中小企業応援ファンドの運用益が、来年度以降、大幅に減額することが避けられないことから、従来の支援スキームのままでは、中小企業の新分野への挑戦や、研究開発などへの支援に支障を来すことが懸念されるところでございます。

道は、こうした事態にどう対処し、産業振興条例の目的であります中小企業の競争力強化にどのように取り組むお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 道内の中小企業の競争力強化についてであります。本道の中小企業は、地域の経済と雇用を支え、地域の活力を維持していく上で重要な役割を担っているところであり、道といたしましても、企業が取り組む経営革新や新分野への挑戦を不断に支え、促していくことが、本道経済の持続的発展にとって極めて重要と認識をしております。

そのため、来年度、後継となる中小企業応援ファンドの造成に向けて調整を進め、引き続き、創業や中小企業の新分野進出に向け、効果的、効率的な支援に努めるとともに、ファンド事業はもとより、産業振興条例に基づく支援の内容も見直しながら、双方のメニューを再構築して一体的な支援の枠組みとするなどして、創業、新産業の創出に取り組む金融機関や産業支援機関とのネットワークを一層強化してまいる考えであります。

道といたしましては、製品の企画、開発から販路開拓までの一連の取り組みに対し、きめ細やかな支援を継続的に実施できるよう、支援制度を確立し、道内の中小企業の競争力強化に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 石油化学製品の生産停止と、石油製品の物流拠点化を内容とする事業再編案が発表されたJXTGエネルギー室蘭製造所は、北海道を代表する石油化学関係の拠点施設でありまして、今回の再編案が現実のものとなれば、関連企業の経営や雇用にも影響することは明らかでありまして、このため、地元・室蘭市や経済団体の関係者からも影響を懸念する声が上がっているところでございます。そして、このたび道に対して支援要請があったものというふうに承知しております。

道は、このたびのJXTGエネルギー室蘭製造所の事業再編案の発表をどのように受けとめられて、どのように対応するお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 JXTGエネルギー室蘭製造所の生産停止の発表に対する対応などについてであります。この室蘭製造所においては、石油製品等を製造し、道内への安定供給と、地域経済や雇用の創出などに貢献しているところであり、仮に事業再構築で生産が停止された場合、地域経済に大きな影響を与えるものと懸念するものであります。

このため、私自身が、昨日、JXTGホールディングスの会長に面会し、地域への深刻な影響や地元の強い思いを直接伝えたところであり、また、同日、室蘭市とともに、副知事が、JXTGエネルギーの本社を訪れ、要請を行ったところであります。

道といたしましては、今後とも、地元・室蘭市と緊密に連携しながら、計画の詳細について情報収集をし、その影響の把握に努めるとともに、同社に対し、地域経済に及ぼす影響の大きさや地元の強い思いを真摯に受けとめ、今後の事業展開の検討を行うよう求めてまいる考えであります。

以上であります。

○富原亮委員 次に、北方領土隣接地域の振興等についてであります。北方領土隣接地域振興等基金、いわゆる北方基金は、北方領土問題に伴う諸課題を解決するため、国と道が資金を拠出して造成され、その運用益で各種の振興事業などが進められてきました。

こうした北方基金の運用益が、最近の低金利の影響などで大幅に落ち込んでおり、抜本的な財源対策が不可欠となっております。

こうした状況も踏まえて、我が会派の同僚議員が、昨日、各部審査で、今後の道の対応についてお伺いをしましたところ、隣接地域の1市4町において、基金原資を財源として活用することを前提に検討を進める方向で合意が図られたとした上で、この合意を重く受けとめて、さらに検討を深める旨の答弁がありました。

北方領土問題に関しては、北方四島における日ロの共同経済活動について具体的な協議が始まろうとしておりまして、まさに時代が動こうとしております。

そうしたタイミングを考慮すると、北方領土隣接地域の振興等は今後も着実に進めていかなければならない重要な政策課題と考えます。

基金の運用益がある程度見込まれることを前提とした従来の支援スキームでは、現在のような超低金利の状況が続く中においては、安定した運営の阻害要因にもなりかねません。

今後とも引き続き、北方領土隣接地域の振興等がしっかりと進められるよう、基金原資を財源として活用することも含めて、新たな発想で基金の活用を考えていくことが求められるわけでございます。

このたびの隣接地域の意向を踏まえて、道として、具体的にどのように対応されていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 北方領土隣接地域の振興などについてであります。先月7日に行われた日口首脳会談において、共同経済活動に関し、早期に取り組むプロジェクトが合意される中、その円滑な実施に向けて中心的な役割を果たすことが期待される隣接地域の振興等を図ることは極めて重要と考えるものであります。

そうした中、貴重な財源である北方基金の運用益が大幅に減少していることなども踏まえ、先月25日に開催された根室管内市町連絡協議会において、隣接地域の振興のための財源対策について、基金原資を財源として活用することを前提に検討を進めるという方向性が共有されたところであります。

私といたしましては、こうした隣接地域のお考えを重く受けとめ、安定的な財源を確保するという観点から、実現に向けてはさまざまな課題はありますが、基金原資を事業の財源として活用することも有力な選択肢とし、今後、地元や関係団体が考える事業を早急に確認した上で、連携して、一括交付金制度の創設や国庫補助率のかさ上げなど、北特法の改正を含めた新たな枠組みを提案していくなど、スピード感を持って国との協議を進めてまいります。

以上であります。

○富原亮委員 次に、公共土木施設の維持管理についてでありますけれども、各部審査では、道が管理する公共土木施設の維持管理の状況などについて伺ってまいりました。

広大な北海道には、他県とは比べ物にならないほど多くの道路や橋梁、下水道などの公共土木施設が存在します。道の担当部局では、これらの施設の維持管理に日々努力されていると思いますが、積雪寒冷という厳しい気象条件下にある本道においては、老朽化も進みやすく、維持管理には他県以上の経費や手間がかかるものと認識しております。

これらの公共土木施設は、高度成長期に整備が進められたものが多く、老朽化に伴う維持管理コストも増嵩することが見込まれます。

一方、道の公共土木施設に関する維持管理費は、道の厳しい財政事情を反映し、今年度当初予算では、ピークであった平成10年度の約半分にとどまっております。

現在、道が保有、管理している公共施設ストックは、維持管理費がピークであった平成10年度を上回っておりまして、時間の経過とともに維持管理の必要性が高まっていくにもかかわらず、

予算額がこのように抑制された状況が続くと、本来行われるべき管理にも支障を来しかねないと考えております。

現場の皆さんは、さまざまな工夫を凝らしながら、効率的な維持管理に日夜努力しておられることと思いますが、財源的な制約がある以上、それにもおのずと限界があるものと考えます。

我が会派では、こうした問題意識のもと、先月、知事に対しまして、公共土木施設の維持補修や機能の保持などに必要な予算の確保について要望を行わせていただいております。道は、これを踏まえて、道路等の維持補修や河川の改修などの経費等を含む補正予算を今議会に提案されております。

速やかに対応していただいたことは評価するところでございますが、こうした基本的な予算については、本来、緊急の行政需要に対応する補正予算というよりは、当初から必要な予算を確保すべきものであると考えます。

公共土木施設の多くが、道民の安全、安心や産業活動の基盤をなす重要な社会インフラであり、これらが本来の機能を発揮できない事態になれば、その影響は非常に大きなものとなることは想像にかたくありません。

昨年、今年と繰り返された台風の上陸に見られるように、自然災害をめぐる最近の大きな環境変化を踏まえたときに、長期にわたる社会資本整備関連予算の抑制が、道民の安全、安心を脅かしかねない事態となっているのではないかと危惧しているところでございます。

知事は、こうした公共土木施設の維持管理の現状や今後のインフラ整備について、どのような認識を持たれ、今後、どのように対応しようとしているのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 公共土木施設の維持管理などについてであります。道路や河川などの公共土木施設は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、近年の気候変動による災害の激甚化などを踏まえ、適切な維持管理はもとより、施設の長寿命化や、防災、減災に向けた取り組みを迅速かつ計画的に進めることが重要と認識いたします。

今後、高度成長期に整備をした施設などの老朽化に伴う補修等の費用の増大が見込まれる中、道では、点検結果などを踏まえた施設ごとの個別計画を策定するなど、中長期的な対策費の見通しを踏まえ、維持管理に必要な予算の確保に努めるとともに、計画的な補修、修繕などに活用が可能な交付金制度の拡充について国に要望するなどして、道民の皆様方の安全、安心な暮らしが守られるよう、効果的、効率的な維持管理や持続可能な社会資本整備の着実な推進に取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 次に、働き方改革についてであります。

現在の深刻な人手不足に対処し、女性の就業率の向上、総労働時間の縮減、給与水準の引き上げなどの働き方改革を進めるためには、企業の生産性の向上が重要であることについては、これまでの代表質問などで強調してきたところであります。

昨日までの各部審査では、業務の効率化や省力化に向けた施策を積極的に展開し、本道の中

小・小規模企業が将来にわたり持続的に成長していけるよう、生産性の向上に向けた取り組みを進めるとの答弁がありましたが、その際に重要となるのは、企業経営者の意識改革であります。

さまざまな支援事業や支援スキームが用意されていても、企業経営者自身が、生産性の向上に本腰を入れる意思を強く持ち、粘り強く改善の努力を積み重ねなければ、成果は得られません。生産性の向上と働き方改革の鍵を握っていると言っても過言ではない経営者に、いかに意識を持っていただくかが重要な課題であるというふうに考えます。

経営戦略を転換するとき、自社内の組織を大胆に改革するとき、あるいは、生産性を高めるための前向きな投資を決断するときなどに、企業経営者に寄り添って適切なアドバイスを行うコンサルティング機能がこれからは非常に重要になってくると考えます。

道の中小企業振興施策の中では、これまで、中小企業総合支援センターや商工会、商工会議所等の支援機関に配置されている経営指導員などが、こうしたコンサルティング機能を担ってきましたが、今後ますますその重要性は高まっていくものというふうに考えます。

知事は、商工会、商工会議所などの支援機関のコンサルティング機能について、どのような認識を持たれ、今後、道内企業の生産性向上に向けて、どう活用していくお考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 働き方改革に関し、支援機関の機能についてであります。商工会議所や商工会、中小企業総合支援センターなど、地域の中核的な支援機関は、身近な相談窓口として、経営、税務に関する指導などの取り組みや、創業から、新商品開発、人材育成まで一貫した支援を行ってきているところであり、中小・小規模企業の実産性の向上や競争力の強化を図るためには、引き続き、これらの支援機関がコンサルティング機能を十分に発揮することが大変重要であります。

このため、道では、地域中小企業支援ネットワークを整備し、中核的支援機関を初めとする構成機関同士の連携による経営支援機能を強化するとともに、中小・小規模企業の販路開拓や業務の効率化など、経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を行う経営指導員の資質の向上を図る取り組みに対して支援するなど、企業の実産性の向上に向け、中核的支援機関がコンサルティング機能を十分発揮できるよう、しっかり取り組んでまいります。

以上であります。

○富原亮委員 最後に、民泊条例についてであります。

民泊新法を踏まえて道が制定しようとしている条例に関し、各部審査では、民泊の実施を制限する道の考え方を速やかに素案として取りまとめ、市町村などの意見を伺っていくとの考え方が示されたところでございます。

まず、道は、素案の内容として、どのようなものを検討して、今後、どのように取り進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 民泊条例に関し、その考え方などについてであります。昨日、民泊法に係る有識者会議における議論の内容について、私自身が委員の方々から直接、中間報告をお受けさせていただいたところであり、民泊の営業を制限できる区域等に関し、国のガイドラインの案に示され

ておりました、小中学校の周辺、別荘地、そして、交通渋滞の発生が想定される集落のほか、良好な住環境の形成を目的とする住居専用地域について、平日の営業を制限する方向で素案を取りまとめる考えであります。

また、地域の生活環境への影響が小さいと見込まれる家主居住型、いわゆるふれあい民泊につきましては、国とも調整の上、制限の対象から除く方向で、さらなる検討を進めてまいる考えであります。

今後、条例の検討を進めるに当たっては、市町村等の御意見を伺いながら、民泊の届け出や苦情などへの対応を初め、違法民泊に対する徹底した指導監督を行うため、来年の3月中にも予定されている届け出の時期も考慮し、保健所設置市などとも連携した総合窓口の設置など、実効性の高い執行体制の構築に向けた準備を加速し、適正な民泊の推進が図られるよう、取り組みを進めてまいる考えであります。

以上であります。

○富原亮委員 民泊につきまして、知事は、今定例会の我が会派の代表質問に対しまして、既存の宿泊施設と調和しながら、多様な宿泊ニーズに対応するものとして活用するとの基本的な考え方を示しております。

新たに導入された民泊制度も活用しながら、インバウンド観光を振興し、北海道の成長発展に結びつけていく必要性を否定するものではありませんが、本道の観光需要が季節によって大きく変動し、オフシーズンにおける客室稼働率の引き上げが課題となっている本道のホテル・旅館業界が大きな不安と懸念を抱いているのも事実でございます。

各部審査では、先日、9月28日に開催された有識者会議で道が提出した論点整理の資料や有識者の意見などを中心に議論してまいりましたが、有識者会議においては、業界関係者から、制限する区域と期間のほかに、事業の規模についても考慮すべきとの意見が出されたと伺っております。

こうした意見が寄せられるのは、このたびの新法の導入による影響がどの程度なのか、はっきりとイメージできないことも一因であるというふうに考えます。

民泊新法の制定から時間がない中で、営業を規制する条例を制定しなければならないという事情があるとはいえ、民泊新法の影響や条例による規制の効果などをより具体的に示す必要があると考えます。

今後、道は、法の施行前後の政策効果の測定や影響把握を丁寧に行い、その情報を速やかに道民に提供すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○高橋知事 条例による規制の影響などについてであります。民泊法第18条では、生活環境の悪化を防止するため、合理的に必要なと認められる限度において、条例で民泊事業を制限できるとされているところであり、制限の内容などについては、市町村、関係団体を初め、広く道民の皆様方に対し、民泊に関する苦情やトラブルの実態などのほか、法の施行により、実効性のある違法民泊の改善指導が可能となるといった効果などについて、きめ細かく説明を行った上

で、御意見を伺う必要があると考えるものであります。

このため、道といたしましては、地域の実情に応じた制限内容等を検討いただくため、素案作成後、速やかに、振興局ごとに、地域の特性を踏まえた説明会を開催するとともに、法施行後においても、民泊の営業実態や指導等の状況について把握、分析した上で、逐次、丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○富原亮委員 民泊法の施行後、民泊の実施によって道民生活への影響が見られた場合には、規制内容の改定や新たな対策の実施をためらうべきではありません。

条例制定後も、PDCAのサイクルを回し続け、既存事業者も、民泊を営む方々も、ともに成長でき、本道の発展に貢献していただける制度となるよう、継続的に見直しなどに取り組むべきというふうに考えますが、知事の見解を伺います。

○高橋知事 条例の見直しについてであります。条例の施行に当たっては、新たな制度の開始であることを十分に踏まえ、観光客や住民の安全、安心の確保を前提とした、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が重要であります。

このため、民泊の営業に伴う生活環境等の状況変化などを的確に把握するとともに、市町村を初め、地域からの意見等に基づき、新たな制限区域の追加指定や廃止といった条例の見直しを必要に応じて随時行ってまいりたいと考えてあり、地域住民の暮らしや既存の宿泊施設と調和しながら、観光振興、地域の活性化につながるよう、民泊法や条例の適正な運用に努めてまいりたいと考えてあります。

以上であります。

○富原亮委員 終わります。

○松浦宗信委員長 以上で富原委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

梶谷大志君。

○梶谷大志委員 それでは、私から、我が会派の畠山委員の総括質疑保留事項も含めまして、通告に従って、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、北方領土等への対応についてであります。

道は、北方領土隣接地域の振興等を図ることを目的に、北方領土隣接地域振興計画を策定するとともに、北方基金として100億円を積み立てて、運用益を財源に事業を実施しているところであります。

しかし、近年の低金利により、運用益が大幅に減少していることから、財源確保のため、基金の原資の活用を図る方向で検討していくことが明らかになりました。

隣接地域振興計画の策定及び管理、さらに、北方基金の運用管理も行ってきたのは道であります。運用益が大幅に減少することは想定できたはずでありますし、そのことで、隣接地域振興計画の実効性も伴わず、事業も制約されてきたわけであります。

これまで対策を講じてこなかったのは、遅きに失したと指摘せざるを得ないわけでありまして、道の責任は大きいものであります。知事の認識を伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 北方領土隣接地域振興計画などについてであります。道では、平成25年度にスタートした現行計画の着実な推進を図るため、道独自の補助制度を設けるとともに、北方基金の運用に当たっても、27年度から運用債券を20年債に切りかえ、金利が低迷する中、隣接地域振興のための貴重な財源であるとの認識のもと、できる限りの運用益の確保に努めてまいったところがあります。

しかしながら、平成28年以降の著しい金利の低下により、現行の枠組みによる地域振興策が限界に近づいている状況の中で、隣接地域の1市4町において、基金原資を財源として活用することを前提に検討を進める方向で合意形成が図られたことを、私としても重く受けとめるところであり、安定的な財源の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、基金の管理について知事から答弁をいただきましたけれども、金利についてはずっと低下し続けていて、その運用を任されていた道の責任というのは明白であろうかと思えます。

運用益が減ったことで、結果的に隣接地域振興計画に影響を与えたのではないかと懸念するところでもありますけれども、知事の認識を伺います。

○高橋知事 隣接地域振興計画への影響についてであります。北方基金の現行の枠組みによる地域振興策が限界に近づいている状況の中で、隣接地域振興計画の実効性を確保するための財源確保が重要な課題になっていると認識するものであります。

このため、道といたしましては、独自の補助制度を設けるとともに、さまざまな機会を捉えて、国に対し財源対策の充実強化を要望してきたところであり、今後とも、隣接地域や関係団体と連携して、国に対し必要な対策を求めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 このような結果を招いたという状況について、まず、知事としても、道としても、その責任のありようをしっかりと受けとめてもらいたいと思えますし、この問題をいわば後回しにしてきたことの反省をしっかりと踏まえた上で、次の対応に当たられたいと強く求めておきたいと思えます。

その上で、知事からも答弁がありましたけれども、基金原資を財源として活用することを前提に検討を進めるということについては、地元の意向を重く受けとめるとしているわけでありませぬ。

しかしながら、それは、取り崩しなのか、別な運用なのか、その他なのか、国に対して、道としてもより具体的に示さなければならぬわけでありませぬ。

平成30年度からの新たな第8期隣接地域振興計画の実効性を確保するという点を踏まえれば、

年内の速やかな対策が求められるわけでありまして、1市4町の意見をどのように取りまとめ、いつまでに具体的に示していこうとするのか、お伺いをいたします。

また、第8期隣接地域振興計画が財源的な根拠をしっかりと得て、共同経済活動との相乗効果を上げるため、強力に取り組みを推進すべきだと考えますが、所見を伺います。

○高橋知事 隣接地域の振興などについてであります。北方四島における共同経済活動に関する日口間の協議が進む中、領土問題の解決につなげていくためには、中心的な役割を担っていくことが期待される隣接地域の振興を図ることが重要であります。

第8期計画においては、隣接地域がこうした役割を果たすことができるよう、地域の取り組みを支援する安定的な財源の確保が欠かせないものと考えているところであり、私といたしましては、実現に向けてはさまざまな課題はありますが、基金原資を事業の財源として活用することも有力な選択肢とし、1市4町などが今後予定する取り組みを早急に確認し、一括交付金制度の創設や国庫補助率のかさ上げなど、北特法の改正を含めた新たな枠組みを提案し、隣接地域や関係団体と連携して、地元の意向や議会議論を踏まえ、スピード感を持って国と協議してまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、知事から御答弁いただきました。今の答弁を聞く限りでは、基金の取り崩しを前提に進めるのかなというふうを受けとめられるわけでありまして、一括交付金制度あるいは国庫補助率のかさ上げをまずしっかり求めながら、貴重な基金の取り崩しについては、例えば積み戻しを前提にするとか、慎重に考え、最終的な手段とすべきではないかというふうに考えます。

まずは、道が最善とする安定した財源確保策を早急に検討していただいて、1市4町、道議会と議論することも含めて、しっかりと国と協議されるように強く求めておきたいと思っております。

次に、民泊について伺います。

民泊への対応について、現在、総合政策部で条例制定の準備が進められていると承知をするところであります。

実際、民泊法の施行に関しては、旅館業法の関係は保健福祉部、都市計画法と建築基準法の関係は建設部、グリーン・ツーリズムや農泊の推進は農政部など、庁内各部に関係するほか、保健所設置市を含む道内の市町村や、場合によっては民間の協力を得ることも想定されるわけでありまして。

民泊法の施行に向けて、営業の届け出、無届けへの対応の体制等も含めて、庁内体制、組織強化、自治体との連携調整、民間との協力など、どのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 民泊法施行への対応についてであります。法の施行に当たっては、民泊に関する相談、届け出への対応を初め、住民等からの苦情や通報を受け、迅速かつ的確に指導監督できる体制の整備が必要と考えるものであり、庁内においては、観光を初め、衛生や建築などの関係部局による連携が図られるよう、検討を進めているところであります。

また、無届け民泊などについては、旅館業法上の規制の対象となることから、これを所管する保健所設置市とも、法施行後の役割分担や連携のあり方について協議を重ねているところであり、来年3月中にも予定されている届け出の時期も考慮しつつ、今後、庁内はもとより、保健所や消防、警察など関係機関とも連携した総合窓口の設置など、実効性ある指導監督体制の構築に向けた準備を加速し、適正な民泊の推進が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、知事から答弁がありましたけれども、苦情に対する通報の受け付け体制、あるいは指導は、どこが、どのように、どの立場で行われるのか、そんなことも心配されているわけであります。

無届け民泊への対応についても、関係機関が複数にまたがっているわけでありまして、取り締まりの強化策にかかわって、家の持ち主をどうやって探すのかということについても、相当な困難があるのじゃないかと指摘をされているところでもありますので、今後、条例の枠組みをつくることも含めて、しっかり対応されるように求めておきたいと思えます。

次に、条例の検討状況についてでありますけれども、区域や営業日数を制限する条例の制定に向けて、現在、国のガイドライン案を参考にしたり、有識者の意見などを聞くなどして、検討が進められているわけであります。

まちなか民泊に対する住民の不安が大きい都市部においては、住居専用地域をどう制限するのか。一方で、地方部のふれあい民泊については、文化、暮らしの体験など、地域との触れ合いを重視するならば、過度な制限はするべきではないはずであります。

知事は、住居専用地域に係る区域や営業日数の制限をどのような方向で検討しているのか、お伺いをいたします。

また、各部審査において、条例は道内一円で統一したものかと伺ったところ、北海道として共通した考え方でとの答弁でありましたが、道内で統一したものという認識でよいのか、重ねてお伺いをいたします。

○高橋知事 条例の考え方についてであります。昨日、民泊法に係る有識者会議の委員の方々から、議論の内容について中間報告を受けたところであり、民泊の営業を制限できる区域等に関し、国のガイドラインの案に示された、小中学校周辺や別荘地、交通渋滞の発生が想定される集落に加え、良好な住環境の形成を目的とする住居専用地域について、平日の営業を制限する方向で素案を取りまとめる考えであります。

また、家主居住型、いわゆるふれあい民泊については、地域の生活環境への影響が小さいと見込まれることから、国とも調整の上、制限の対象から除く方向で、さらなる検討を進めていく考えであります。

現在、こうした考え方について、札幌市など保健所設置市とも共有しながら検討を進めているところであり、おのおのの市において独自の条例を制定する場合にあっても、北海道として共通した考えのもとで、適正な民泊が維持できるよう取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、知事からの答弁で、良好な住環境の形成を目的とする住居専用地域について、平日の営業を制限するという方向性が示された一方、家主居住型のふれあい民泊については、制限の対象から除いていけるように、国とかけ合ってみたいということでありました。

ぜひとも、北海道らしい民泊を進める取り組みをしっかりとってほしいなと思う一方で、それぞれの立場の方、いろんな業界の方々がおられますので、そういった方々が共存、共有できる取り組みについても、連携しながら、しっかり対応されて、国に求められるように強く求めておきたいと思います。

次に、北海道の交通ネットワークについて伺ってまいりたいと思います。

道では、J R北海道の事業範囲の見直しを初め、交通環境を取り巻く情勢の変化に対応するため、現行のビジョンにかわる、交通政策に関する新たな指針の策定に向けて、人流、物流の大幅な拡大、持続可能なネットワークの構築、防災機能の強化といった観点から、検討を進めていると承知するところであります。

新たな指針については、J R北海道の事業範囲の見直しへの対応など、各交通事業者が抱えるさまざまな課題への対応方針を示すとともに、今後、人口減少が進んでも、なお、道民の方々の暮らしや地域経済を支えることができるよう、現行の公共交通体系を基本とした持続可能な交通ネットワークの姿、あり方を示すべきと考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

○高橋知事 交通政策に関する新たな指針についてであります。道では、人口減少や高齢化の進展、さらには、J R北海道による事業範囲の見直しなど、本道の交通を取り巻く環境変化に的確に対応するため、総合的な交通政策に関する基本的な考え方を示す新たな指針づくりに向けて、全道的な観点から検討を進めているところであります。

指針の策定に当たっては、グローバル化を見据えたネットワークの充実強化や、人口減少に対応した持続可能な地域交通の確保、さらには、災害に強い交通・物流ネットワークの実現など、時代の変化に的確に対応し、地域の実情を踏まえた交通ネットワークのあり方について、審議会や道議会の御議論をいただきながら、年度内に成案を得てまいる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、知事から、策定に当たっての具体的な考え方として、時代の変化に的確に対応するという御答弁をいただきましたけれども、どこに議論のベースを置くかというのが非常に重要になろうかと思えます。

まずは、最低限、現行の公共交通体系を基本に、そのあり方を議論していただく必要があるはずであります。ぜひ、こういった認識を知事にも持っていただきまして、今後の議論、検討を進めていただくように強く求めておきたいと思えます。

次に、J R北海道の自助努力について伺いたいと思えます。

J R北海道の事業範囲の見直しについては、J R北海道みずからの徹底した経営努力と経営情報の公開が欠かせないというふうに考えます。

分科会審議で、JR北海道の取り組みに対する認識を伺いましたけれども、経営再生に向けて、収益拡大のためのあらゆる取り組みが求められているとして、自助努力が必ずしも十分ではないとの認識が示されるとともに、経営情報の公開については、交通企画監からJR北海道の幹部に対する申し入れしか行っていないとのことであります。

これまで再三にわたり申し入れを行ってきたにもかかわらず、JR北海道から具体的な対応が示されていないことなどを踏まえると、地域を含めた北海道の代表として、知事みずからが、JR北海道に対して、さらなる自助努力、経営情報の公開を、期限を切って強く求めていくべきと考えますが、認識を伺います。

また、きのう、市長会、町村会を含めた4者会談を実施するとの報道がありましたけれども、事実関係はどうなっているのか。4者会談が実施されるのであれば、知事として何を発言されようとしているのか、認識を伺います。

○高橋知事 JR北海道の自助努力などについてであります。JR北海道の経営再生に当たっては、何よりもまず、JR北海道みずからが、北海道に根差し、北海道とともに発展するとの経営理念にしっかりと立ち、グループ企業も含めた徹底した自助努力と経営改革に全力を尽くすことが求められると考えるものであります。

このため、私といたしましては、これまでも、JR北海道に対し、丁寧な対応を求めてきたところではあります。ことし2月に開催した4者協議の場を改めて設け、市長会、町村会とともに、JR北海道に対して、徹底した自助努力と経営情報のさらなる開示を強く求める考えであり、現在、調整を行っているところであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 現在、調整を行っているという答弁でありましたけれども、JR北海道の自助努力と情報開示については、この議論が始まったときから指摘をしてきた問題であります。地域の協議、国とか道の支援策の検討がなかなか深まらないのは、それが一つの要因ではないかなというふうに思います。

上下分離というような、半ば公的な支援を求める企業としては、本来、あらゆる経営情報を自主的に開示すべきだと考えますし、道や市町村の求めに応じて行うということ自体、おかしい話だと私は思っています。

そのようなJR北海道の姿勢を一刻も早く改めさせるよう、知事も、4者会談にしっかり対応されるよう求めておきたいと思えます。

これまでの経営悪化の責任を、路線を切り捨てることによって道や地域に押しつけようとするJR北海道と、支援に消極的な国の姿勢を改めさせるためには、道、市町村などの行政はもちろん、経済団体なども連携し、道内が一丸となって、路線維持に向けた声を上げていく必要があるかと考えます。

今回の路線見直しは道内の各地域や産業に与える影響の甚大さを訴えるとともに、JR北海道、国と対峙をしていくために、道に加えて、どれだけの関係機関・団体が名前を連ねられるの

か、その体制づくりが非常に重要と考えます。どのように対応されようとするのか、所見を伺います。

○高橋知事 機運の醸成についてであります。鉄道網は、それぞれの地域社会はもとより、物流や観光など産業全般にもかかわる重要な交通基盤であり、持続的な維持に向けては、幅広い分野の方々の連携協力が欠かせないものと認識をいたします。

このため、私といたしましては、本定例会終了後、石北線沿線に入り、関係者の方々との意見交換の機会を設けるとともに、道民の皆様方の関心を高めるフォーラムを、国や市長会、町村会を初め、J R北海道、経済団体、医療・教育関係者など、幅広い分野の方々の御参加のもと、年内に開催する考えであり、これらの取り組みを契機に、全道的な機運を高めながら、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に関する問題意識を共有し、議論が進むよう、オール北海道で積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 石北線沿線に知事みずからが行かれる、あるいは年内にフォーラムを開催するという具体的なアクションが示されたわけであります。

知事みずからの行動もあわせまして、オール北海道での意識の共有、議論をしっかりと深めるように強く求めておきたいと思えます。

次ですが、分科会審議では、道の支援に関して、国のさまざまな制度についての検討を行っているとし、一方では、J R北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があるとの認識が示されているところであります。

そうであれば、国の既存制度の枠組みにとらわれることなく、路線の維持に向け、抜本的な制度改正や特別措置などの制度創設について、国に強く求めていくべきと考えますが、どう認識し、どう対応しようとするのか、伺います。

○高橋知事 J R北海道への国及び道の支援についてであります。道では、これまで、鉄道の安全運行の確保を初め、利便性、快適性の向上などに向けた設備や車両の更新、さらには、地域における利用促進や、駅舎などを活用した地域振興の取り組みといった観点から、国の支援制度をめぐる課題などについて検討を行っているところであります。

引き続き、地域における検討協議の状況や道議会での御議論を踏まえつつ、国の制度の拡充や創設を求めていくことも含め、道としての必要な支援について検討を進めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 検討してまいるという答弁がいつまでも続くわけでありませうけれども、結局、国は、道の一般論的な要望に応える姿勢を全く示していないわけでありませう。この状況を打開していくには、もう一步踏み込んだ要望なり、知事の厳しい姿勢なり、さらなる対応が必要になってくるというふうに考えるわけでありませう。

今後の検討に当たっては、みずからの踏み込んだ姿勢や、より具体的なものを示していくべきと考えませうけれども、認識を伺いたいと思えます。

○高橋知事 国の支援などについてであります。JR北海道の経営は、年間で180億円にも及ぶ巨額な経常赤字の発生が見込まれると言われる危機的な状況にあるところであり、JR北海道の持続的な経営構造の確立のためには、これまでの経緯も踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであります。

道といたしましては、種々の制度改正なども含め、これまでも、実効ある支援が講じられるよう、重ねて国に求めてきたところであり、今後とも強く求めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 残念ながら、これまでの答弁の域を出ないわけでありましてけれども、国の支援制度をめぐる課題については、十分に検討する時間もあつたはずですし、地域協議会を開いて、地域の声も聞いてきているはずであります。

先ほど求めたように、知事みずからの踏み込んだ姿勢や、より具体的なものを示す、こういったことに速やかに対応していただいて、道の姿勢として、今後も国に強く求めることを指摘しておきたいと思っております。

次に、IRについて伺ってまいりたいと思っております。

現在、道では、海外の事業者に対して意向調査を行っておりますけれども、IR実施法案の提出が先送りされた中で、果たして今やらなければならないことなのか、疑問があるわけでございます。

また、各部審査で、調査の目的を聞いたところ、関心の有無や基本コンセプトの把握といったことでありますけれども、誘致を表明している苫小牧市も同様の調査を行っているところであります。財政状況も踏まえれば、あえて道が独自に実施する必要があるのか、疑問であります。

また、いつ法案が成立するかがわからない状況であり、このままでは、調査費と称して支出がずるずると続く可能性もあります。

いま一度、道内へのIRの設置については白紙に戻して、立ちどまることも必要ではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

○高橋知事 IRについてであります。IRについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される一方で、その導入に伴う社会的影響を懸念する声もあるところでもあります。

このため、道では、社会的影響や観光面での需要予測などに関する調査、海外のIR事業者からの意見聴取を行うとともに、今月、道内の6圏域で予定をしているセミナーにおいて、IRに関する幅広い情報の提供などを行い、道民の皆様方の意識の把握に努めることといたしているところであります。

道といたしましては、IRが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、注視するとともに、引き続き、必要な対策を求めるなどして、国の動きに適切に対応できるよう、検討を進めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 こういう状況が続いて、また調査がなされるのではないかと心配するのです。

これで全ての調査が終わったのか、そして、海外の事業者の意向や波及効果といったものが十分に把握できる調査だったのか、認識を伺います。

○高橋知事 IRに関する調査についてでございますが、IRは、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力となることが期待される一方で、IRの導入に伴う社会的影響を懸念する声もありますことから、現在、道では、社会的影響などに関する調査や、海外のIR事業者からの意見聴取などを行っているところであり、今後、誘致を表明している地域における検討状況なども踏まえ、国の動きに適切に対応していくことが必要と考えております。

以上であります。

○梶谷大志委員 これで把握できたのかという質問だったのですけれども、答えてもらっていないので、聞き直します。

これからも、別なことを含めて調査が続くという認識でよろしいですか、伺います。

○高橋知事 IRに関する調査についてであります。道といたしましては、IRが本道の振興に資することが重要と考えるものであり、今後とも、国の動向を注視するとともに、社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、必要な対策を求めするなどして、国の動きに適切に対応していくことが必要と考えます。

以上であります。

○梶谷大志委員 答えていただいているわけでありまして、観光部局と我々が意見交換をしていると、また必要があればやるなという、そんなニュアンスと受けとめられるわけでありまして。

本道の振興に資する制度設計になるか、注視すると言っているのですけれども、どうもIRに対して前のめりな姿勢であるというイメージが拭えないわけです。戦略があるのか、何ら見えてこないわけでありまして。

無駄な調査が必要以上にされないことがないよう、知事もしっかり認識をしていただいて、この対応に当たっていただきたいと思っております。

次に、働き方改革についてであります。地域で働く方々の流出が進む道内の厳しい状況を踏まえれば、働く側の視点にも立って、全国平均を超える数値目標、内容も盛り込むべきと考えますが、知事の認識を伺います。

○高橋知事 働き方改革の推進についてであります。総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にある本道においては、ワーク・ライフ・バランスの実現などといった働き方改革の推進が喫緊の課題であります。

道では、働く方々の視点にも立ち、女性、高齢の方々の就業支援といった、多様な人材の活躍や、仕事と子育ての両立支援などの就業環境の改善に加え、長時間労働の是正や賃金水準の上昇などにもつながる生産性の向上を三つの柱とする推進方策を策定することといたしているところ

であります。

本道においては、全国と比較して、年間総労働時間が長く、就業率や付加価値生産性が低いなどの状況にありますことから、まずは、平成31年度までに、これらの数値を全国水準まで引き上げることなどを目指し、今後とも、庁内はもとより、国や労使の関係団体などとも緊密に連携し、働き方改革の取り組みを積極的に進めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 しっかり対応されるよう求めておきます。

最後の質問になります。

現在、人手不足対策は各部それぞれで行われている状況にあることなどから、各部横断的に、総合的かつ重点的な対策を行う必要があると考えますが、知事の所見を伺って、私の質問を終わります。

○高橋知事 人手不足対策についてであります。将来にわたり生産年齢人口の減少が見込まれ、人手不足の一層の深刻化が懸念される中、力強い本道経済を構築していくためには、経済活動を支える人材の育成確保が重要であります。

道では、これまで、良質で安定的な雇用の場の創出、首都圏等からのU・Iターンや、若者の地元就職、職場定着の促進、産業人材の育成などに取り組んでまいったところであります。

これらに加え、働き方改革の推進方策に基づき、関係機関などとの緊密な連携のもと、人手不足が課題となっている業種の担当部局も含め、全庁を挙げて、働き方改革の取り組みを積極的に進めることとしているところであり、私といたしましては、働く意欲や能力のある人々が生き生きと働ける環境づくりと、企業の持続的発展に向け、人手不足の解消に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 終わります。

委員長、ありがとうございました。

○松浦宗信委員長 以上で梶谷委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

佐々木恵美子君。

○佐々木恵美子委員 会派の御理解をいただきまして、あえて、医療的ケアを要する在宅の重症心身障がい児への支援について知事総括質疑に上げさせていただきました。

お伺いしたいと思います。

以前、国道から道路1本入った場所にありました札幌肢体不自由児総合療育センターが、子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルとして、国道沿いに移転改築をされ、現在の形になりましたのは、平成19年の9月のことだったと思います。

私は、高度医療機能と、福祉の一部である療育とを一体化したコドモックルをつくったのは、知事として大きな決断であったというふうに思います。

あれから10年たちまして、コドモックルは、全道の小児科医療の最後のとりでとして、その役割を果たすようになりました。

この間、医療的ケアを要する重症心身障がい児につきましては、知事とは何度も議会議論をさせていただきました。

また、現在、道におきましては、次期北海道医療計画と障がい福祉計画の策定を行っていると同っております。

さらに、慢性期の医療的ケア児に対する医療として高い評価を得ている在宅人工呼吸ケアシステムの専門拠点病院であります国立病院機構八雲病院が、平成32年度に、国立病院機構函館病院と、札幌市西区にある北海道医療センターに機能移転をいたしまして、短期入所などの在宅支援の取り組みも検討されているというふうと同っております。

私は、過日、八雲病院の石川先生とお会いをいたしました。

石川先生は、小児の在宅呼吸器医療の領域では日本を代表する方で、長年、小児科で活躍され、気管切開をしない人工呼吸法の第一人者として全国的に知られておりまして、助けを求める患者さん、そして、小児医療に取り組む志を立てられた研修医の方が、ことしも30人ほど、道内はもとより、全国から八雲に集まったというお話を伺いました。

その石川先生からは、小児在宅医療では適切な呼吸器管理を行うことが重要であり、今度、札幌に移ってきたならば、障がいを抱える子どもたちが、病気の知識も技術も経験も豊富なスタッフの血の通ったケアを受けながら、自宅で暮らせるようなケアシステムをつくりたいという、機能移転後の小児在宅医療への本格的な参入についての志を伺いました。

私も、まさにそのとおり、医療と福祉の連携こそが医療的ケア児の在宅生活を支えるかなめだと考えておりまして、大変心強く思いました。

今、医療的ケアを要する在宅の重症心身障がい児への支援というのは、新たな段階を迎えつつあるのではないかと思います。

そこで、知事にお伺いいたします。

地方の視点から見れば、医療と福祉が連携して、北海道のどの地域でも、地元の病院、診療所や福祉サービス事業所の支援が受けられることが重要だと思います。

すなわち、その地域で医療完結がしっかりできる体制が必要でありまして、そのことがしっかりと確立されていれば、地域の中で、どんなに重たい障がいのある、医療的ケアが必要なお子さんでも安心して暮らせる体制ができるのではないかと、私はそのように考えております。

具体的には、急性期に、コドモックルや地域の中核的医療機関で医療を受けて、症状が安定してから、安心して御自宅に戻って、障がいのないお子さんと同じように家庭で暮らせるようになる。そうすると、家に戻れなくて、長期入院となっている方も退院して、地域に戻れるようになるとともに、ベッドがあくこととなりますので、その分、コドモックルや地域の中核的医療機関の救急時の対応力、受け入れ能力が高まることになるのではないかなと思います。

また、御家庭で病状が悪化し、もう一度、コドモックルや地域の中核的な医療機関で緊急に高

度な医療を受けることが必要になったときに、すぐに対応できるようになりますので、親御さんも、さらに安心して、地域に戻るという選択ができるようになるのじゃないかなと私は思っております。

そういう状況の中で、先日、コドモックルで診ていただいた患者さんで、大変残念なケースがありました。そのようなことがなくなるのではないかというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、国立病院機構八雲病院が札幌市西区に機能移転してまいりましたら、コドモックルについては、小児在宅医療の単なる後方支援病院にとどまるのではなくて、これまで子どもたちの命を守る最後のとりでとして蓄積してきた豊富な診療実績を活用して、国立病院機構北海道医療センターや医育大学とも連携しながら、最新の医療情報などを地域の小児の専門医療機関に伝えるなど、連携をとりながら、サポートして、地方にいても、医療的ケアに係る医療が安心して受けられるような医療体制の構築が必要ではないかなというふうに思います。

こうした医療の連携体制の構築について、今こそ、次期医療計画と障がい福祉計画にしっかりと盛り込んでいただいて、早急に進める必要があると思うのですが、知事の見解をお伺いいたします。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 医療的ケア児への支援に関し、連携体制の構築についてであります。医療的ケアを必要とするお子さんの生活を地域で支えるためには、在宅医療や福祉サービスを身近な地域で利用できる体制の整備に加え、急変時などにおいて適切な医療を速やかに提供できるよう、小児在宅医療を担っている医療機関と地域の中核的医療機関との連携体制を構築するとともに、子ども総合医療・療育センター——コドモックルなどにおいて、高度・専門医療を提供する体制を確保するなど、重層的な連携体制を構築することが重要であります。

このため、道といたしましては、総合保健医療協議会等で御議論いただくほか、地域の関係者から御意見を伺いながら、次期医療計画と障がい福祉計画の検討を進め、医療連携体制の構築など、医療的ケアを必要とするお子さんが、地域で安心して生活し、成長することができる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐々木恵美子委員 あと1問だけですので、御理解いただきたいと思っております。

ただいま、医療の連携体制につきましてお答えいただきました。

問題は、どう実現していくかだというふうに思います。

私は、この問題について4月からずっと調べておりますけれども、今後の小児在宅医療を進める姿として、具体的に、後方支援病院の確保、訪問看護、レスパイトサービス、通所の障がい福祉サービスの拡充、そして、患者、家族の悩みや不安を聞いてくれる相談体制、こうした体制の整備が必要であるというふうに思います。

これを実現していく上でかなめとなるのは、患者の命を守る医療であります。

質の高い在宅医療を提供し、患者の容態が急変した際にも、後方支援病院がしっかりと対応できるようにするためには、医療連携体制の確保に当たって、例えば、医師会などがかわり、ガバナンス機能を発揮することや、在宅医療を担う医療機関と後方支援病院との間で、日ごろから、ふだんの子どもの状況を共有するなど、連携をとり続けることが重要であると思います。

また、こうした後方支援病院を強化し、連携体制を実効性のあるものとしていくためには、後方支援を担う旨を明確に掲げた地域の中核医療機関について、安定的な運営を図るために、適切な診療報酬を設定するなどといった制度的な対応が必要ではないか、こうした点につきましても、道は国に申し入れをしていくべきではないかというふうに思います。

私は、今後の本道の小児在宅医療を進めるに当たって、こうした取り組みを道が率先して進めるべきではないかと思いますが、知事の見解をお伺いして、終わりたいと思います。

○高橋知事 小児在宅医療の提供体制の確保についてであります。私自身も、医療的なケアを日常的に必要とする子どもたち、その御家族とお会いをしたことがあり、直接さまざまなお話をお伺いいたしました。

そして、小児在宅医療の提供体制を確保することにより、子どもたちが、安心して住みなれた地域で生活し、成長できる環境を整備していくことが重要との認識を強くしたところであります。

このため、道では、在宅医療を担う医師、看護師等の人材の育成や、患者、家族に対する相談対応などの取り組みに対して支援をしてきているところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みを推進するとともに、病状が急変した際の後方支援病院に対する評価の充実など、診療報酬の改善を引き続き国に対して要望するほか、医療機関相互の連携体制の構築に向けた検討を進めるなどして、地域における小児在宅医療の提供体制の確保に取り組んでまいる考えであります。

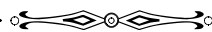
以上であります。

○佐々木恵美子委員 ありがとうございます。

○松浦宗信委員長 以上で佐々木(恵)委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩



午後3時19分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

山崎泉君。

○山崎泉委員 それでは、赤根委員、新沼委員の総括質疑保留事項とあわせて、順次質問をさせていただきます。

初めに、災害対策についてです。

各部審査において、災害に強い河川への改修に向け、現在行っている整備の推進とともに、浸水被害が繰り返し発生している区間の先行整備や、必要に応じた整備計画の見直しを行う意向が示されました。

被災箇所を早期復旧を最優先で行うことはもちろんですが、防災、減災の観点から、今後、災害の発生が予見される箇所についても、効率的、効果的な治水対策を計画的に進める必要があると考えます。

このたびの台風18号により、胆振管内の胆振幌別川の水位が上昇し、地域の住民が避難する事態が発生いたしました。

河川の上流に設置されている、企業局で管理する幌別ダムにおける適切な対応により、河川の氾濫は回避されましたが、企業局からは、幌別ダムの下流域の流量調節には限界があるとの見解が示されました。

これは、今後、同規模の雨量あるいは今回の台風18号以上の雨量の際は、ダムの放流を行うことで河川が氾濫することを意味します。

幌別ダムのような洪水調節機能を持たない利水ダムであっても、道民の財産を守るため、ダム管理者と河川管理者が連携を図り、何らかの対策を講じる必要があると考えますが、どのように対応するのか、知事の所見をお伺いします。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 災害対策に関し、利水ダム管理者との連携についてであります。利水ダムは、本来、洪水調節機能を有しておりませんが、今回、幌別ダムにおいては、大雨が予想されたことから、あらかじめダム水位を下げるために、事前の放流を行い、ダムの貯留量に余裕を持たせるなどの対応を行ったところであります。

ダム管理者は、ダムから放流を行う際には、これまでも、関係市町村や関係機関に対し、放流に関する情報を提供するなど、連携に努めているところであり、道といたしましては、ダムの放流による影響が考えられる地域については、ダム管理者を含め、関係市町村や関係機関などと一緒に連携を強化し、対応を協議する場を設けるなどして、安全で安心な暮らしの確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 次に、医療的ケア児への支援についてです。

昨年、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、国は、2020年度までに、主に重症心身障がい児を受け入れる通所施設を、各市町村に少なくとも1カ所以上確保する目標を定めていることから、各部審査で道内の状況を伺ったところでありますが、児童発達支援事業所は11市町に23カ所、放課後等デイサービス事業所は9市町に18カ所との答弁があり、国の目標とは相当な乖離が生じていることが判明しました。

また、行政、医療機関、福祉施設等、それぞれの機関が担うべき役割などを協議し、連携促進を図るための関係機関の協議の場の設置は、ことしの1月現在で37市町村にとどまっており、医

療的ケア児を支援するための体制整備のおくれが明らかになりました。

とうとい命を守り、介護に携わる御家族などが少しでも安心して日常生活を送れるように、支援体制の整備を図ることは、喫緊かつ重要な課題であり、医療的ケア児への支援はいわばチームプレーであることから、支援体制の整備の推進には関係機関の連携強化が不可欠です。

体制整備を図るために、例えば、小児在宅医療、重症心身障がい児用の放課後デイサービス、生活援助、そして就労支援などを一体的に行うモデル事業を実施し、取り組みを加速させるべきと考えますが、どのように取り組まれるのか、知事の所見をお伺いします。

○高橋知事 医療的ケア児への支援に関する今後の取り組みについてであります。医療的ケアが必要なお子さんが在宅で生活していくためには、適切な在宅医療の提供とあわせて、介護する御家族の負担を軽減することが大切であることを、私自身がこうした方々やその御家族と直接お会いしてお話をする中で、伺ってきたところであります。

保健、医療及び福祉の分野だけではなく、保育や教育など、幅広い関係機関が連携し、重層的に支えていく体制を各地域で構築することが不可欠と認識するものであります。

今後、道といたしましては、地域のモデルとなる先進事例を収集し、障がい福祉計画に盛り込むとともに、きめ細やかに情報を発信し、振興局に設置しております障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、支援ニーズや体制整備の重要性の説明を行い、協議の場の設置を市町村に働きかけるなどして、地域の実情に応じた、医療的ケア児の在宅生活を支援する体制の構築に向けた取り組みを進める考えであります。

以上であります。

○山崎泉委員 次に、働き方改革についてであります。

働き方改革に関しては、代表質問に続き、予算特別委員会でも、現在策定中の北海道働き方改革推進方策を中心に、道の働き方改革の実現に向けた取り組みなどについて質疑を交わしてきましたが、1点に絞り、直接、知事にお伺いします。

道では、働き方改革について、人口減少下における働き方改革の取り組みを体系的に取りまとめ、その方向性を示すものとして、働き方改革推進方策を策定し、多様な人材の活用などを三つの柱として、取り組みを進める旨の答弁をいただいております。

経済部との質疑では、どうも、働き方改革推進方策の対象は民間企業だけで、道職員や教職員については別個の取り組みを行っているので、それでよしという認識を持っているような印象を受けましたが、例えば、長時間労働の是正や、柔軟な働き方としてのテレワークの導入などは、対応の仕方について違いはあるものの、官民共通の課題であると考えます。

その意味では、働き方改革という政策目標の実現に向けた取り組みは、道として、統一した考えのもとで、総合的に進める必要があると考えますが、見解を伺います。

○高橋知事 働き方改革の推進についてであります。本道においては、少子・高齢化や人口減少が進む中、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上による働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識をいたします。

このため、産業分野における働き方改革の取り組みの方向性を示す推進方策を策定するとともに、道職員については、職員のワークライフバランスの推進に関する指針により取り組みを進め、教職員については、道教委において、年度内をめぐりにアクションプランを作成することといたしているところであります。

道といたしましては、これらに基づき、庁内はもとより、関係機関などと緊密に連携し、本道における働き方改革の取り組みを進めてまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 働き方改革の推進方策に係る庁内の推進体制としてのプロジェクトチームについてであります。現在、総務部の人事局はオブザーバーで、教育庁はメンバーに入っていない状況です。国の働き方改革実現会議には、文科大臣が構成員として参画しております。ぜひ、人事局や教育庁をプロジェクトのメンバーとして加え、総合的な推進体制を構築するよう強く指摘しておきます。

次に、観光振興について伺います。

各部審査の中では、まず、稼ぐ観光にかかわり、産業としての付加価値率や労働生産性の向上に、今後一層、力を入れて取り組むことの必要性について伺ってまいりました。大きな意味で、そうした課題認識自体は共有できたものと考えます。

ただ、その具体的な方策については、観光資源の磨き上げや受け入れ体制の整備などによるサービスの質的向上、多彩なコンテンツを生かした魅力ある商品開発などの取り組みを通じた滞在の長期化といった総論にとどまり、観光関連産業全体としての労働生産性の向上が進まないという本質的な課題については明確にお答えいただいております。

では、知事が言う観光のリーディング産業化とは何なのでしょう。改めて、知事に、なぜ稼げないのかということに対する課題認識と、それを踏まえ、今後、どう取り組まれるのか、お伺いいたします。

○高橋知事 観光関連産業の振興についてであります。観光は、宿泊や交通事業者はもとより、食やスポーツなど、関連する産業の裾野が広く、交流人口の拡大や雇用の創出など、地域に大きな経済効果をもたらすことから、観光を核に、関連産業の結びつきを強め、地域の活性化を図ることで、観光産業をリーディング産業として成長させていくことが、本道経済の発展につながるものと考えるところであります。

このため、道といたしましては、地域が観光で稼ぐための意識を醸成し、かじ取り役を担うDMOの形成、確立を図るとともに、観光事業者や農林水産業者など、地域の多様な関係者の連携協力を促進し、質の高いサービスや高付加価値な地場産品などの提供により、国内外からの観光客の需要を地域全体で取り込み、域内循環を強めてまいる考えであります。

以上であります。

○山崎泉委員 次に、新たな財源の確保についてであります。

観光振興にかかわる財源の確保策や、その財源の使途などについては、観光審議会の検討部会

で検討を進めている段階であることは承知しておりますが、各部審査の際にも申し上げたように、ニセコ地域では、地元の倶知安町が2019年11月ごろまでに宿泊税の徴収を始めたい旨、町議会で表明しておりますし、国でも、出国税の検討を始めております。

各部審査では、二重課税の問題については、受益と負担の関係から、観光客などへの過重な負担にならないよう配慮する必要があるとの考えを示されておりますが、課税客体が重なる二重課税について、過重な負担でなければ問題なしとするのか、できるだけ避けるべきとするのか、一般論で結構ですので、知事の認識を伺います。

また、観光審議会では、今年度中に答申を出すとしておりますが、答申を受けた後、いつまでに道としての結論を出すのか、伺います。

○高橋知事 観光振興に関する新たな財源の確保についてであります。本道においては、外国人観光客が急増する中、満足度の高い観光地づくりに向けた、受け入れ体制の整備充実などに対する観光需要が増加しており、ニセコ町、倶知安町においても、新たな税財源を確保するための検討を行っているものと承知いたしております。

道といたしましては、観光振興に係る課題に対応するためには、地域と連携して取り組んでいくことが重要であり、より効果的、効率的に施策の展開が図られるよう、市町村等における観光振興の取り組みに対して支援をしてまいる考えであります。

また、新たな財源の確保に関しては、観光客などへの過重な負担とならないよう留意するとともに、市町村との役割分担や受益と負担の関係などを明らかにしていく必要がありますことから、現在、観光審議会に設けた部会で御検討いただいているところであり、本年度中に審議会から答申をいただき、道議会での御議論も踏まえ、道としての方向性をお示しする考えであります。

以上であります。

○山崎泉委員 ただいま、過重な負担でなければ二重課税になっても仕方がないと考えておられるのか、伺ったわけでありまして。お答えがありませんでした。二重課税について、知事のお考えを端的にお答え願います。

○高橋知事 新たな財源の確保についてでありますけれども、新たな財源の確保に関しては、現在、観光審議会に設けた部会で検討いただいているところであり、道といたしましては、観光客などへの過重な負担とならないよう留意する必要があると考えますことから、ニセコ町、倶知安町の検討状況など、動向を把握するとともに、情報交換をするなど、広く関係者とも協議し、適切に対応してまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 審議会の結論がどうかと過程を聞いているわけじゃなくて、一般論として、二重課税については、できるだけ避けるべきではないかと我々は考えるわけですが、そういった部分を知事はどう考えているのかということを知りたいです。答弁になっておりません。再度お伺いします。

○高橋知事 新たな財源の確保についての重ねての御質問でございますが、道といたしましては、観光客などへの過重な負担とならないよう留意する必要があることから、両町の検討状況を把握するほか、情報交換をするなど、広く関係者とも協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○山崎泉委員 繰り返しになるので、次に進みます。

次に、危機対策についてであります。

北朝鮮によって2回発射された弾道ミサイルは、いずれも、北海道の上空を通過し、襟裳岬の東方沖に落下しております。幸いにして、道民に被害はなかったものの、今後も、いつ発射されるか予想がつかないことから、万が一の際に、道民、道内滞在者が、場所や時間にかかわらず、より安全な避難行動をとるための対応が求められております。

各部審査では、本道の未来を担う児童生徒が多く時間を過ごす学校施設での対応として、新たに、学校における危機管理の手引を作成し、緊急時の児童生徒の安全確保に取り組む意向が示されました。

一方で、緊急時の避難場所としての道庁施設の活用のあり方や、より丁寧な情報発信、さらには、就業時間帯における民間企業の対応、さまざまな時間帯を想定した避難訓練など、対策の強化を図るべき事案も山積していると考えます。

再びミサイルを発射する兆候があるとの報道がなされておりますが、道民と道内滞在者の生命、財産を守るため、今後、どのように対策を講じていくのか、知事の所見をお伺いします。

○高橋知事 危機対策に関する今後の対応などについてであります。北朝鮮による一連のミサイル発射は、国連安保理決議に明白に違反する暴挙であり、断じて容認できるものではなく、この間、防衛大臣に対し、毅然とした外交交渉を推進することなどを要請してきたところであります。

道といたしましては、Jアラートによる緊急情報をできる限り多くの方々に確実に伝達するため、市町村などと連携の上、情報伝達手段の多重化を進めるなど、さらなる改善に努めてまいりたいと考えております。

また、万が一の場合に備え、在宅時や通勤通学時など、それぞれが置かれている状況に応じてとるべき行動について、より理解が深まるよう、イラストなどを用いてわかりやすくお示しするなど、緊急時における対応力の強化に努め、道民の皆様方を初め、本道に滞在する全ての方々の安全、安心の確保に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 最後に、交通政策に関し、J R北海道の問題について数点伺ってまいります。

J R北海道の事業範囲の見直しによる影響は多岐にわたり、本道全体に与える影響ははかり知れないものがあり、より詳細な分析が必要であります。

また、地域での協議や、将来にわたる本道の交通ネットワークについての議論を深めていくためには、基礎情報となる、J R北海道の詳細な経営状況やODデータ、線区別の人件費などのコ

ストについて速やかに明らかにすべきと考えます。

代表質問において、全道的な視点から、道民の関心を高めるフォーラムを開催するとの御答弁がありました。

今述べた必要な情報をつまびらかにした上で、関係者間の調整を図り、早急に開催すべきと考えますが、知事の所見と今後の取り組みについて伺います。

○高橋知事 JR北海道の問題に関し、フォーラムの開催についてであります。鉄道網は、それぞれの地域社会はもとより、物流や観光など産業全般にもかかわる重要な交通基盤でありますことから、持続的な維持に向けては、幅広い分野の方々の連携協力が欠かせないものと認識をいたします。

このため、私といたしましては、本定例会終了後、石北線沿線に入り、関係者の方々と意見交換の機会を設けるとともに、道民の皆様方の関心を高めるフォーラムを、国や市長会、町村会を初め、JR北海道、経済団体、医療・教育関係者など、幅広い分野の方々の参画をいただき、年内に開催する考えであり、全道的な機運を高めながら、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に関する問題意識を共有し、議論が進むよう、オール北海道で積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 次に、オール北海道での取り組みについてです。

JR北海道の島田社長は、国の支援とは国からの税金投入にほかならず、今後、利用者が減っていく地方の鉄道に、保育園や年金の予算を削って回すべきなのか、議論が必要だと述べ、経営危機については、国の責任というより私たちの責任との認識を示し、経営危機は、分割民営化時のスキームが崩壊したことが原因ではないとしております。

この問題について、我が会派としては、オール北海道で意思統一を図り取り組むべきと再三指摘してきたわけですが、そのような体制となっているのか、甚だ疑問であります。

今後、国への抜本的な支援を求めるにしても、本道の発展に資する鉄路を含めた交通ネットワークを構築していくにしても、いま一度、北海道のリーダーである高橋知事と、島田社長などの関係機関の長が、JR北海道の経営再生や事業範囲の見直しなどに関する対応について、トップ同士での会談を行い、その方向性について確認し、合意形成を図り、国や道民に発信していくべきと考えますが、どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

○高橋知事 JR北海道に関する道の取り組みについてであります。JR北海道の経営再生に当たっては、何よりもまず、JR北海道みずからが、北海道に根差し、北海道とともに発展するとの経営理念にしっかりと立ち、グループ企業も含めた徹底した自助努力と経営改革に全力を尽くすことが求められると考えるものであります。

このため、私といたしましては、本年2月に開催した4者協議の場を改めて設け、市長会、町村会とともに、JR北海道に対して、徹底した自助努力と経営情報のさらなる開示を求めるとともに、今後の進め方などに関する認識の共有を図ってまいりたいと考えであり、鉄道網を含めた公共交

通ネットワークと地域交通の確保に向け、オール北海道で取り組んでまいります。

以上であります。

○山崎泉委員 4者会談を行うとのことですが、J R北海道の事業範囲の見直しに関しては、あくまで地域協議の結論を尊重するという事で合意形成を図るべきであります。

時間切れで協議を打ち切り、一方的に事業範囲の見直しや路線廃止を迫ることは断じてないという確約を取りつける必要があると考えますが、知事の覚悟をお伺いし、私の質問を終わります。

○高橋知事 地域における検討協議についてであります。道では、J R北海道との協議入りに慎重な市町村が多い中、これまで、私自身も含め、副知事を初め、道幹部が地域に入り、地域の実情に応じた検討協議の開始に向けた働きかけを行ってきたところであります。

現在、J R北海道が、単独では維持が困難とする全ての線区において検討協議の場が設置され、将来を見据えた議論が進められているところであります。

道といたしましては、道内の各地域で、地域づくりと一体となった交通ネットワークのあり方について検討を進めている中、J R北海道においては、一方的に路線の廃止を決定することはあってはならないと考えるところであり、4者会談においても、この旨、J R北海道に対して強く申し入れをしております。

以上であります。

○山崎泉委員 ありがとうございます。

○松浦宗信委員長 以上で山崎委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

安藤邦夫君。

○安藤邦夫委員 私は、日本海地域の振興、空港運営の一括民間委託、災害対策の3点について、以下、簡潔に知事に伺います。

まず、日本海地域の振興についてであります。

このことについて、我が党は、さきの代表質問並びに予算特別委員会の各部審査において伺ってまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、今日の北海道においては極めて重要な課題であると考えます。このため、ぜひ、高橋道政が、日本海地域の振興に向けて1歩でも2歩でも対策を前に進めていただきたいという思いであります。

そこで、以下伺ってまいります。

日本海地域の現状につきましては、これまでも明らかにしてきたとおり、例えば、平成27年度までの10年間の人口減少は、他地域の3%に対し、日本海地域が12%、高齢化率は、他地域の28.4%に対し、日本海地域が33.5%、平成26年の従業員1人当たりの製造品出荷額は、他地域の4439万円に対し、日本海地域が2387万円、さらに、水産業では、平成27年の組合員1人当たりの漁業生産額は、オホーツク海地域の4218万円に対して、日本海地域が992万円、このほか、平成

26年の人口10万人当たりの医師数は、全道の230.2人に対し、宗谷が95.3人と最も低いほか、檜山、留萌も医師不足が深刻な状況にあるなど、この間、大変厳しい状況に直面し続けております。

まず、日本海地域の置かれているこれらの現状について、改めて知事の所見を伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 日本海地域の現状についてであります。日本海地域は、漁業や農業などの第1次産業が経済を支える柱となっている地域であります。若年層を初めとした人口の流出もあって、過疎化と高齢化の進展が著しく、漁業においても、就業者の減少と高齢化が進行し、太平洋地域やオホーツク海地域と比べ、漁業生産の低迷が続くなど、厳しい状況に置かれていると認識をいたします。

私といたしましては、日本海地域はいまだ解決すべき多くの課題を抱えていることから、松前町や江差町などの歴史、文化のストーリーが、先般、日本遺産に指定されるなど、明るい動きもあるところであり、こうした追い風を生かして、道を挙げて、日本海地域の振興にしっかりと取り組む必要があるものと考えております。

以上であります。

○安藤邦夫委員 日本海地域はさまざまな課題を抱えておりますけれども、まず第一に、基幹産業であります水産業の振興が何よりも重要なことと考えます。

そのためには、漁獲が安定しない天然物だけではなくて、増養殖、さらに加工による高付加価値化など、新たな技術開発や製品開発が不可欠でありまして、このためにこそ、道の各種試験研究機関などが積極的な役割を果たすべきものと考えてます。

道では、平成22年度に、農林水産業関係の試験研究機関や食品加工研究センターなど、22の試験研究機関を地方独立行政法人化し、自立性が高められた中で運営されてきておりますが、こうした機関が、今まで以上に日本海地域の振興に深くかかわりを持つことはできないでしょうか。

地方にあってこそ、その力や機能を発揮できる部門も少なからずあるものと考えてます。

例えば、函館におきましては、近年、道立工業技術センターなどが中心となり、これまで厄介者とされておりましたガゴメコンブから、健康食品など、さまざまな商品を開発して、地域経済の活性化に大きく貢献をしているものと承知しております。これは、昆布の生産現場にいる漁業者と研究機関が同じ地域にあって、緊密な連携協力体制がつくられたことが成功した要因の一つであると考えてます。

そこで伺います。

日本海地域における、原材料の増養殖に向けた試験研究の充実を初め、水産資源を活用した研究開発や、ものづくりの研究などの取り組みを一層加速させるためにも、各種試験研究機関など一層の連携を図ることが重要と考えます。

この際、留萌地域などへの試験研究機関の移転など、日本海地域における、地元漁業者と一体となった試験研究機能の強化に取り組むべきと考えてます。知事の所見を伺います。

○高橋知事 試験研究機能の強化についてであります。道総研では、余市町に所在する水産研究本部を中心に、日本海地域の4市町に水産試験場などを配置し、磯焼け対策を初め、主要な魚種の資源管理や新たな特産物の創出などの研究に取り組んでいるところであります。

日本海地域の漁業者1人当たりの生産額について、他地域との格差が拡大するなど、水産業の活性化は喫緊の課題であると考えているところであります。

こうした課題を解決し、この地域の漁業を魅力あるものとするためには、資源量の回復やブランド化による付加価値の向上を図っていく必要があると考えているところであり、道総研が、地元市町村はもとより、漁協や水産加工業などと一層緊密な連携を図り、分野横断的な研究機能の総力を挙げて取り組むことができるよう、道としても最大限支援をしてまいります。

以上であります。

○安藤邦夫委員 次ですが、日本海地域では、一部の自治体が、歴史を生かした新しい地域づくりなど、観光振興に取り組んでおりますが、総じて観光資源が少ないために、観光入り込み客数が道内の他地域よりも少なく、このことが地域経済の低迷の一因になっていると考えます。

このような中で、本年8月に設立されました北前船交流拡大機構では、かつての日本海地域の北前船の寄港地において、インバウンドを含む観光誘客による地域活性化に向けて、今後、具体的な取り組みが展開されるものと伺っております。

各部審査においては、北前船交流拡大機構につきまして、今後、この機構と連携を図りながら、地域の魅力向上や情報発信などの取り組みを支援するなど答弁がありました。

この際、道は、北前船交流拡大機構と包括連携協定を結んで、日本海地域の観光振興に向けて、具体的な取り組みを展開すべきと考えるわけですが、知事の所見を伺います。

○高橋知事 北前船交流拡大機構との連携についてであります。全国の北前船の寄港地相互の連携と交流による地域の活性化などを目的に設立された北前船交流拡大機構では、本年4月に日本遺産として認定された、函館市や松前町を含む日本海地域の11自治体から成る「北前船寄港地・船主集落」の情報発信やガイドの育成などに取り組んでいくと伺っているところであります。

こうした取り組みは、本道における日本海地域の観光振興に寄与するものと考えますことから、道といたしましては、今後、同機構との協定締結なども視野に入れながら連携していくなど、北前船にかかわる文化財を観光資源として活用し、魅力ある観光地づくりを促進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○安藤邦夫委員 次に、日本海地域の振興戦略についてであります。これにつきましては、さきの各部審査において、全ての日本海地域で地域創生が着実に進むよう積極的に取り組むなどという答弁がありましたが、日本海地域の振興は、この間、余りにも数多くの諸課題が山積していることなどから、そう簡単に実現できるものではないと考えます。

このため、我が党は、改めて総合戦略を策定して、振興に向けた道筋を示すべきではないかと

再三申し上げているのでありますが、改めて知事の所見を伺います。

○高橋知事 日本海地域の振興についてであります。日本海地域においては、人口減少などが道内のほかの地域よりも速い速度で進行する中、基幹産業である水産業を筆頭に、さまざまな分野で多くの課題を抱えていると認識いたします。

このため、道といたしましても、農林水産業の振興を初め、北前船などといった漁業にかかわる歴史など、豊かな地域資源を生かした観光振興や、食のブランド化などを進めることにより、積極的に日本海地域の振興に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

今後におきましては、委員が御提言の趣旨も踏まえ、試験研究機関や市町村とも一層緊密な連携を図り、日本海地域における地域戦略の実効性を高めていくため、本庁各部と関係振興局を初め、全庁が一丸となって、道と地域とが一体となった事業展開の充実を図るなど、日本海地域の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○安藤邦夫委員 ぜひ、日本海地域の振興が全北海道の振興につながるという取り組みをお願いしたいと思います。

次に、空港運営の一括民間委託についてであります。

今回の運営事業者選定につきましては、新千歳空港が持つポテンシャルを踏まえますと、世界じゅうの企業が注目しているものと考えます。

知事は、この間、一貫して、今後選定されるSPCと連携を図り、道内の運賃の低廉化を含めて、道内航空ネットワークの充実強化に取り組んでいく旨の発言をされておりますが、場合によっては、SPCの利益と道のビジョンの実現が相反する可能性もあると考えます。

各部審査においては、今後、最も適切で効果的な手法について検討を深めてまいりたいなどと答弁されておりましたけれども、知事は、一体どのようにしてSPCとの連携を図り、道の政策の実現に向けてSPCの協力を得ようと考えているのか、具体的にお伺いいたします。

○高橋知事 空港運営の一括民間委託に関し、SPCとの連携についてであります。道といたしましては、道内7空港の運営の一括民間委託に当たっての基本的な考え方を示した基本スキーム案において、広域観光の振興、道内航空ネットワークの充実強化、地域との共生についての提案を求めることとしたところであります。

今後、マーケットサウンディングでの意見も踏まえ、実施方針、募集要項にも明記し、入札参加者との競争的対話などの選定プロセスの中で、当該事業者と、価値観や具体の目標などを共有できるよう取り組み、よりよい提案を事業者に求めることが重要と考えるものであります。

提案内容は、契約事項として事業者が取り組むこととなるわけではありますが、道といたしましては、契約の当事者として、国、旭川市、帯広市とその履行を確認するとともに、空港所在地の関係者とも連携し、さらなる施策展開を図りながら、道内空港の運営の一括民間委託を活用した地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○安藤邦夫委員 それでは次に、災害対策についてであります。

昨年8月から9月にかけて発生をした未曾有の大災害に続きまして、ことしも、先月の台風18号による河川の氾濫や家屋の損壊など、本道では、毎年のようにさまざまな災害が繰り返し発生しております。

このような中で、道は、昨年12月に開発局等と災害協定を締結しております。このことについては一定の評価をしておりますが、災害の初期対応は、国や市町村などの各関係機関との連携こそが何より重要であり、なお一層の連携体制の構築が必要と考えます。

そこで伺います。

災害の発生当初におけるきめ細かな情報の把握は、迅速な体制の確保と初動対応において極めて重要であります。

そのため、道の災害担当部局と開発局などとの人事交流を行って、平時から、道と開発局の職員が一緒に情報収集をしたり、災害を想定した対応策を検討するなど、いつ、いかなる災害に対しても、即時に適切に対応できるよう、なお一層の連携協力体制を構築すべきと考えます。知事の所見を伺います。

○高橋知事 災害対策に関し、関係機関との連携強化についてであります。道では、昨年の大雨災害などを教訓として、本年度、道防災会議に、開発局を初め、自衛隊、道警察など七つの機関により構成する常任幹事を設置し、防災訓練の実施や各種防災対策について協議を重ねるなど、日ごろから連携した活動に取り組んでいるところであります。

また、関係機関の経験やノウハウを道の防災対策に生かすとともに、より緊密な連携を図っていくため、現在、危機対策局において、自衛隊OBを任期つき職員として採用するとともに、道警察や气象台、消防機関と人事交流を実施いたしているところであります。

近年、全国的に甚大な被害をもたらすような災害が頻発する中、関係機関との平常時からの連携体制をより強めながら、災害対応に当たる必要があると考えておりますことから、関係機関との人的な交流の拡大について、委員が御指摘の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいります。

以上であります。

○安藤邦夫委員 道の災害担当部局と開発局などとの人的交流の拡大に取り組んでいただいて、顔の見える連携協力体制の構築を求めておきます。

それでは、最後の質問に移ります。

各部審査で、昨年の大雨災害の検証において、ドローンの飛行情報が防災関係機関に共有されておらず、救助用ヘリコプターの運航の妨げになりかねないといった課題も挙げられているとの答弁がございました。

ドローンは、上空からの被害の確認、調査などに非常に有効な手段であります。今回明らかになった課題につきましては、道が中心となって、開発局等の各関係機関と連携を図って、災害時のドローンの運用ルールを作成するなど、早急な対応が必要と考えます。知事の所見を伺いまして、私の質問とさせていただきます。

○高橋知事 ドローンの効果的な活用などについてであります。昨年の本道の大雨災害においては、防災関係機関、民間事業者などが、被災状況の撮影や電話回線の応急復旧などにドローンを活用したところであります。災害対応の検証の中で、救助用ヘリコプターの運航の妨げとならないよう、ドローンの飛行情報を防災関係機関で共有する必要があるとの御提言をいただいたところであります。

道といたしましては、今月中旬に実施をする防災総合訓練において、関係機関が保有するドローンを使用し、その結果を検証することとしているところであり、こうした取り組みを通して、災害時におけるドローンのさらなる有効活用や情報共有のあり方について、今後、開発局を初め、関係機関と具体的に協議を進めてまいる考えであります。

以上であります。

○安藤邦夫委員 終わります。

○松浦宗信委員長 以上で安藤委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、道における女性職員の登用促進等についてです。

私は、これまで何度も取り上げてまいりましたが、知事も意欲的な姿勢を示されてきたものと承知しております。

しかし、知事として4期15年目となっても、一向に進んでいないと言わざるを得ない状況があります。

知事は、本庁課長級以上の職に占める女性割合を8%にする数値目標を設定し、女性活躍を積極的に推進するとしながらも、2年連続で女性の部長職がゼロだというのが現状です。

課長級以上への女性登用率が3.6%から6.3%に増加したとのことなのですが、結果として、部長級職員への登用はゼロが続いています。

知事は、こうした状況をどのように受けとめているのか、伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 道庁における女性の幹部職員についてであります。職員の人事は適材適所を基本として行っております中、本庁課長級以上の女性職員は、平成25年度の28名から、本年度は50名に増加し、将来、部長級の職につき得る職員の裾野は広がってきているものの、さらなる着実な取り組みが必要と認識するものであります。

このため、来年度からは、新たに、女性の主幹級職員を対象としたリーダー育成研修を実施するとともに、育児休業からの職場復帰の準備として、短時間の業務ができる仕組みを検討しており、引き続き、女性職員が、着実にキャリアアップし、安心して働き続けられるよう、職場環境づくりをより一層進めながら、積極的な女性登用に努めてまいる考えであります。

以上であります。

○真下紀子委員 努力もしてきたし、これからも努力するという事なのですから、高橋知

事になってからの常勤の特別職の延べ人数と、そのうちの女性の数をお示してください。

○高橋知事 特別職についてであります。平成15年度以降、副知事など常勤の特別職には35名の方々に就任をしていただいているところであり、そのうち、女性は2名となっております。

以上であります。

○真下紀子委員 少な過ぎます。

同様に、部長職ではどうでしょうか。

○高橋知事 部長職についてであります。平成15年度以降、本庁各部の部長級職員には171名を任命し、そのうち、女性は3名となっております。

以上であります。

○真下紀子委員 知事、余りにも少な過ぎると思いませんか。女性の幹部登用に対する知事の姿勢のあらわれではないかと考えますけれども、部長職への登用がそれでは、特別職になり得ません。

はなから本気でなかったのではないかという声も聞こえてくるのですけれども、どうなのでしょう。

○高橋知事 女性職員の登用についてであります。特別職や部長職などの選任に当たりましては、経験、識見等を十分考慮するとともに、道政を取り巻くその時々諸情勢を総合的に勘案しながら、適材適所を基本として行ってきたところであり、

これまでのところ、本庁課長級以上の女性職員は年々増加し、将来、部長級の職につき得る職員の裾野は広がってきてはいるものの、さらなる着実な取り組みが必要と考えるところであり、引き続き、積極的な女性登用に努めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 1期目ならそういう答弁でもよかったと思うのですけれども、もう15年目ですから、よく考えていただきたいと思えます。

こうしたことに加えて、男性職員の育児休業取得率は、目標の10%に対して2%台、それから、子どもの出生時における5日以上休暇取得率も、目標の100%に対して50%台となっているのです。男性の育児参加率も数値目標と比べて低い道の現状について、知事の認識はどうでしょうか。

○高橋知事 道庁の男性職員の育児参加についてであります。子育てを行う女性の活躍を促進する上で、仕事と家庭の両立支援や男性の育児参加などは大変重要なことと認識するものであり、男性職員の配偶者出産休暇や育児休業の取得率の目標達成に向けて、一層の取り組みが必要と認識をいたします。

そのため、道といたしましては、職員に対し、引き続き、研修や会議など、さまざまな機会を通じて意識改革を進めるとともに、職場の理解を得ながら安心して育児に参加できるよう、管理職員が男性職員に対して育児計画書の提出を積極的に促すよう徹底するなど、育児休業等の取得促進に取り組み、男性職員が育児に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 少しずつは進んでいると思っているのですよ。

しかし、女性登用の数値目標の設定そのものが低い水準にもかかわらず、今のような状況です。取り組みがまだまだ不十分だと言わざるを得ないわけですがけれども、目標達成の先送りはもう許されない段階に来ていると思います。

それから、試験職採用者に占める女性の割合が近年低下をしていることがわかりまして、逆に、将来の女性登用への裾野が狭まるのではないかという懸念が生じています。

数値目標の達成はもとより、今後、どのように女性職員の登用や活躍を推進していくお考えか、伺います。

○高橋知事 女性職員の登用などについてであります。女性職員の活躍をより一層推進していくためには、計画的な人材育成や仕事と家庭の両立支援に取り組むとともに、あわせて、男性職員の育児参加の促進など、職員の意識改革などの取り組みを継続していくことが重要であります。

このため、若手職員のキャリアプランづくりや、家庭環境にも配慮した人事異動などを進めるとともに、育児休業代替制度など子育て支援策の充実や、管理職員を対象としたイクボス養成塾を開催するほか、私自身も若手職員と直接意見交換を重ねるなど、意識改革に取り組んできているところであります。

今後とも、女性職員が、ライフステージに合わせながら、意欲と能力を生かして働き続けられるよう、人材育成や人事配置等に関し、きめ細やかにフォローするとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備を進め、女性職員の活躍をさらに推進してまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 トップの姿勢が問われると思います。

そこで、副知事は3人いるわけですから、お一人くらいは女性にするとか、知事の選任に期待し、注目していきます。

次に、地方交通についてです。

JR日高線の沿線地域などでは、災害により鉄路が不通となり、何年も放置されたまま、廃線になるのではないかという、大きな不安と懸念が生じております。

災害で被災した場合は、直ちに無条件で復旧すべきと考えるところですがけれども、そのためには仕組みが必要です。

私たち日本共産党は、鉄道復旧基金の創設を提案しております。そうした具体的な提案なしには復旧はなし得ないと考えますけれども、知事はどう取り組むのか、まず伺います。

○高橋知事 地方交通に関し、災害復旧への対応についてであります。災害により鉄道路線が不通となった場合は、鉄道軌道整備基本法に基づき、鉄道事業者が行う復旧事業に要する経費の一部に対し、国や自治体が補助を行ってきているところであります。

道では、これまで、国に対し、災害復旧に関する予算の確保や制度の拡充を求めるとともに、

昨年8月からの大雨災害発生時には、激甚災害の指定を踏まえた特例的な支援措置などを要請してきたところであり、被災から運休が長期にわたる中、地域の皆様方の御不安が高まっているという思いを受けとめ、引き続き、災害発生時の迅速な復旧に向けて、実効性のある支援が行われるよう求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 今までの法整備では、ここまでしかできていなくて、現状があるわけですから、国に対して具体的な提案をしていくということが必要だと思うのですが、知事には具体的な提案はないのですか。

○高橋知事 実効性のある支援についてであります。昨年の夏の大雨災害発生時には、極めて厳しいJR北海道の経営状況に鑑み、激甚災害の指定を踏まえた特例的な支援措置として、安全投資と修繕に関する5年間の計画に準じた助成金などの創設を要請したところであり、今後とも、実効性のある支援が行われるよう求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 それは特例的な対応なのですね。そうじゃなくて、これから災害が続いた場合、それに対応できるような新しいスキームが必要だと思うのです。その必要性についてはどうお考えですか。

○高橋知事 災害復旧への対応についてであります。先ほど御答弁申し上げましたとおり、鉄道に災害が発生した場合には、鉄道軌道整備基本法に基づく国との協調補助を道として行っているところであり、

国においても、只見線の事例などを踏まえ、さまざまな検討を行っているところであり、今後とも、迅速な復旧に向けて、実効性のある支援が行われるよう、道からも求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 新しいスキームが必要なのですよ。そういう視点に立って、道からも提案し、求めていくことが必要だと指摘をしておきます。

知事は、余り地元に行っていないから、わからないかもしれないのですが、地元の人たちは必死なのです。何としても鉄道を存続させようとしています。

JR日高線の沿線自治体では、DMV——デュアル・モード・ビークルの導入の検討なども始まっています。

被災後の路線復旧に向けたDMVなどへの支援を道として早期に具体化する必要があるのじゃないかと考えますが、知事の具体的な取り組みを伺います。

○高橋知事 被災後の取り組みについてであります。DMVについては、地域の多様な輸送ニーズに対応する新たな交通機関として期待される一方、実際の運行に向けては、車両の耐久性やコスト面、さらには冬期における安全性などの課題があると認識するものであり、現在、全国知事会を通じて、国に、実用化に向けた検討を要請しているところであり、

J R日高線の鷓川一様似間においては、現在、沿線自治体において、バスの運行やDMVなどに関する調査研究を行っているところであり、道といたしましては、引き続き、沿線自治体の皆様方のお考えを十分にお伺いしながら、関係者間の協議が円滑に進むよう取り組んでまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 私もDMVに試乗したことがありますので、課題があることは十分承知しているつもりです。

しかし、DMVの開発に当たっては、J R北海道が独自の資金の範囲内で取り組んできて、税金とかは投入していないわけです。そういったときに、国と一緒に研究開発をするとか、さまざまなことが考えられるわけですから、そこまで踏み込んで応援していくという姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。

次に、利用状況についてなのですが、今、利用状況の現状調査の実施に道も参加をしているわけですが、利用状況の現状調査について現時点で知事はどのように受けとめているのか、そして、この調査結果を提供して、フォローアップ会議での議論に何を期待するのか、伺います。

○高橋知事 利用状況調査についてであります。道では、沿線自治体とともに、道内各地で行われている利用状況調査に参加しているところではありますが、これまで実施した調査においては、季節ごとの乗降客数に加え、利用者の属性や目的などの利用実態が明らかとなっているところでもあります。

道といたしましては、今後、こうした地域における客観的データを鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議や、地域における検討協議の場において提供するなどして、地域の実情を踏まえた公共交通ネットワークのあり方に関する議論に活用してまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 この利用状況調査は、J R北海道の調査と差異があるわけです。そのところも、十分、現状に配慮した検討がなされるべきだと指摘をしておきます。

各部審査において、J R北海道に対して、グループ企業の経営内容や保有している資産の状況など、さらなる経営情報の開示を求めると答弁されておりました。

道や沿線自治体が、J R北海道グループ全体の経営状況の情報公開を求めています。J R北海道はこれを拒否しています。

知事は、J R北海道のさらなる経営努力や情報公開の実効性をどのように担保していくのか、伺います。

○高橋知事 J R北海道の経営情報の公開などについてであります。J R北海道の経営再生に当たっては、J R北海道みずから、グループ企業も含めた徹底した自助努力と経営改革に全力を尽くすことが求められると考えます。

このため、私といたしましては、できるだけ早期に、ことし2月に開催した4者協議の場を改

めて設け、市長会、町村会とともに、J R北海道に対して、徹底した自助努力と、グループ企業も含めた経営情報のさらなる開示を強く求めるとともに、国に対して、J R北海道を指導するよう求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 4者協議に関してはもう報道されていますから、できるだけ早期にとか、そういうとぼけた答弁はしないでください。

それから、これまでも、道は情報開示を求めてきているわけですが、拒まれています。今後もJ R北海道が開示を拒んだ場合はどう対応されますか。

○高橋知事 J R北海道の経営情報の公開についてであります。先ほど御答弁申しましたとおり、私といたしましては、今後開催する4者協議の場において、市長会、町村会とともに、J R北海道に対して、徹底した自助努力と、グループ企業も含めた経営情報のさらなる開示を求めていく考えであります。

また、加えて、指導権限を有する国に対しても、J R北海道を指導するよう強く求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 知事の責任において、ぜひ実現させていただきたいと思います。

国鉄からJ Rに経営移管されて以降、J R北海道は、老朽化対策などを想定した事業をほとんど行ってきませんでした。そして、さまざまな事故を起こしています。

鉄路の存続に向けても、老朽化対策・長寿命化計画の早期の策定は待ったなしだと考えます。

知事は、J R北海道自身に計画策定をどのように求めていくのか。また、老朽化対策・長寿命化計画策定に向けた必要な予算規模を明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

青函トンネルの維持管理を含め、北海道特有の経営負担の軽減に向けて、どのように取り組むのか、伺います。

○高橋知事 鉄道施設の老朽化への対応についてであります。J R北海道においては、完成後100年を超える橋梁やトンネルが全体の約1割に及んでおり、今後、大規模修繕や更新が必要になるものと見込まれているところであり、道といたしましては、J R北海道に対し、安全確保に向けた今後の対策が確実に講じられるよう、規模も含め、計画的な対応を求めてきているところでもあります。

また、J R北海道の危機的な財政状況を踏まえ、国に対して、老朽化した鉄道施設の修繕、更新などに対する支援を求めてきているところであり、引き続き、実効ある支援が講じられるよう、政策的な対応を求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 今、規模も含めて、計画的な対応を求めてきているという答弁があったわけですが、その求めにJ R北海道は応えずに、事業計画はまだないままなのです。ないので。J R北海道と国と具体化に向けて検討することを道としては考えていかないのか、求めてい

かないのか、伺います。

○高橋知事 JR北海道の鉄道施設の老朽化への対応についてであります。JR北海道においては、橋梁やトンネルなどの鉄道施設が老朽化しているところであり、今後、大規模修繕や更新が必要になると見込まれます。

こうしたことから、道といたしましては、引き続き、JR北海道に対し、安全確保に向けた今後の対策が確実に講じられるよう、計画的な対応を、また、国に対しては、実効のある支援を求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 事業計画をきちっとつくらせて、対策をとっていかないと、今度は老朽化が廃線の理由になってしまう可能性がありますので、このところはしっかりと対応していただきたいと思います。

知事は、これまで、国へ抜本的支援を求めると繰り返し述べてきていますけれども、抜本的支援の中身としては、各部審査で私ども日本共産党が提案している鉄道復旧基金など、JR北海道支援のための制度改革を行うことと一体に、国による財政支援を行うことが不可欠であると考えます。

鉄道は、本来、国の責任において存続させることが必要と考えますが、国の責任に対する知事自身の認識を伺います。

また、知事としては、国に、みずからの責任を果たさせるために、どのように働きかけていくおつもりか、伺います。

○高橋知事 国の支援についてであります。危機的な状況にあるJR北海道の経営再生に向けては、JR会社法に基づき、経営に対する強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであります。

道といたしましては、これまでも、JR北海道が、将来にわたり、本道の交通ネットワークを形成する重要な公共交通機関としての役割を果たすことができるよう、本道固有のコスト負担の軽減など、抜本的な支援について国に重ねて求めてきているところであり、幅広い分野の方々の御参画のもと、道民の皆様の関心を高めるためのフォーラムを開催し、全道的な機運を高めながら、実効のある支援が講じられるよう、オール北海道で国に強く求めてまいります。

以上であります。

○真下紀子委員 今答弁にあったフォーラムは年内に開催する予定と聞いておりますけれども、今の答弁では繰り返しにすぎません。

そこで、知事に申し上げておきたいのですが、不採算だからといって切れないのが公共交通なのですよ。ふるさと銀河線のときに、ない袖は振れないとおっしゃいましたけれども、ない袖が振れないのだったら、知恵を出す、みんなの力を集める、これが知事の仕事ではないでしょうか。

私たちも、北海道の鉄道維持に向けて提言を出しています。

空港運営の一括民間委託では、知事は、胸を張って、北海道発の提案だとおっしゃっていますが、J R北海道の問題では全くその姿勢がないじゃありませんか。道の主体性が余りにも不十分だと言わざるを得ません。

これ以上、質問しませんけれども、今回の議論を経て、新たな課題も明らかになったわけですから、そういった点を道からの具体的な提案として国に持っていき、それから、市町村とよく協議して、鉄道の存続維持に向けて、知事の大いなる力を発揮していただきたいことを申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○松浦宗信委員長 以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

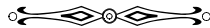
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時40分休憩



午後4時43分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第1号ないし第5号につきましては、いずれも原案のとおり決するべきとの結論を得た次第でありますので、御報告を申し上げます。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件については、いずれも原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし第5号につきましては、いずれも原案可決と決定いたしました。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

加藤貴弘君。

○加藤貴弘委員 私は、この際、動議を提出いたします。

本委員会における審議の経過に鑑み、次に申し上げる附帯意見、すなわち、

1. 北朝鮮によるミサイル発射は、断じて容認できない暴挙であり、今後、このようなことが

決して繰り返されることのないよう、国に対し、早急な解決に向けた実効ある措置について、引き続き強く働きかけるべきである。

また、ミサイル発射のような非常事態の発生に関する情報が、全ての道民に時期を失することなく到達し、それぞれの状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、道は、市町村や同じ脅威にさらされている東北各県とも十分連携し、国に要望すべきである。

1. 北方領土問題については、北方四島での共同経済活動に関し、領有権に関する我が国の従来の立場を害することのないよう、引き続き、国に申し入れるとともに、共同経済活動が北方領土問題の早期解決に結びつくものとなるよう取り進めるべきである。

また、北方領土隣接地域振興等基金については、その運用益のあり方も含めて関係者と協議を進め、この基金が本来の役割を十分に発揮できるものとなるよう、慎重に検討を進めるべきである。

1. 道は、J R北海道の路線見直し問題を全道的な課題として捉え、解決に当たる責務を有しているとの認識に立ち、全道的な議論をリードしていくべきである。

また、J R北海道の路線網を含めた望ましい北海道全体の交通ネットワークのあり方について、道民にわかりやすく示すべきである。

その上で、道内の市町村はもとより、経済界などとも一体となって、J R北海道に対し、丁寧な地域との協議と経営改善に向けた自助努力を、また、国に対しても、必要な対策の早期実施を強く求めるべきである。

1. 昨年に続き、ことしも大型の台風が本道に上陸し、道内各地に大きな被害をもたらした。道は、災害の早期復旧に全力で取り組むことはもとより、これまでの教訓を生かし、農業や漁業など、さまざまな産業や道民生活に多大な影響を及ぼす自然災害による被害を未然に防止するため、河川や道路など道の公共土木施設の整備を初め、その後の維持管理などが適切に行われるための予算確保にも十分留意すべきである。

1. 先日発表されたJ X T Gエネルギー室蘭製造所の再編案が現実のものとなれば、同事業所と継続的な取引関係にある関連中小企業の経営や関連企業も含めた雇用等に大きく影響することはもとより、地元・室蘭市や周辺自治体の経済やまちづくり、さらには、道の室蘭地区工業用水道事業への影響も避けられない。

室蘭製造所の生産停止による影響の大きさを勘案し、道は、地元・室蘭市や経済団体の関係者と緊密に連携しながら、J X T Gエネルギーに対し、影響が最小限となる事業展開を検討するよう強く求めるべきである。

以上の意見を本委員会の意見として委員長報告文に加えていただきたく、動議を提出いたします。

各位の御賛同をお願い申し上げます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○松浦宗信委員長 ただいま加藤(貴)委員から動議の提出があり、賛成がありますので、本動議は成立いたしました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、加藤(貴)委員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認めます。

よって、加藤(貴)委員の動議は可決されました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○松浦宗信委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、9月27日に設置以来、平成29年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、広田副委員長、加藤(貴)、松山両分科委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。(拍手)

午後4時48分閉会